

令和3年度

「DX等成長分野を中心とした就職・転職支援のためのリカレント教育推進事業」公募要領

1 事業名

DX等成長分野を中心とした就職・転職支援のためのリカレント教育推進事業

2 事業の趣旨

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた就業者・非正規雇用労働者・失業者等に対し、DX等成長分野を中心に大学・専門学校等を拠点とした就職・転職支援に繋がるプログラムを提供しキャリアアップ・キャリアチェンジを図るとともに、大学等における就業者、非正規雇用労働者、失業者等への支援の実態の把握・検証を行うことで、課題や事例を取りまとめ、その結果を全国に展開することにより、就職・転職支援のための大学等リカレント教育の推進を図る。

3 事業の委託先

(I) DX分野リテラシープログラムの開発・実施

大学の設置者（ただし、国立大学法人、公立大学法人、学校法人及び地方公共団体に限る。）、高等専門学校の設置者、専修学校の設置者（専修学校を設置する法人又は地方公共団体）及び国立大学法人が出資するリカレント教育等を実施する法人

(II) DX分野等リスキリングを目的としたプログラムの開発・実施

大学の設置者（ただし、国立大学法人、公立大学法人、学校法人及び地方公共団体に限る。）、高等専門学校の設置者、専修学校の設置者（専修学校を設置する法人又は地方公共団体）及び国立大学法人が出資するリカレント教育等を実施する法人

(III) 重要分野のリカレントプログラムの開発・実施

*リテラシーレベル、リスキリングを目的としたプログラムを含む

大学の設置者（ただし、国立大学法人、公立大学法人、学校法人及び地方公共団体に限る。）、高等専門学校の設置者、専修学校の設置者（専修学校を設置する法人又は地方公共団体）及び国立大学法人が出資するリカレント教育等を実施する法人

※(I)～(III)について、大学の学部、学科、大学院研究科、専攻課程、短期大学の専攻科など、大学等の設置者以外の単位での申請は不可

(IV) プログラム実施・拠点構築の支援・分析、横展開、その他リカレント教育推進に向けた取組

法人格を有する団体

4 委託事業の内容

申請者において、①既存の同分野のプログラムがある場合、②令和2年度補正事業で同分野のプログラムを実施している場合については、①②のプログラムと今回申請する取組との相違点について、明確に説明すること（既存プログラムの単純継続は不可）。

また、②の場合は、受講者定員、受講者数、就職率、就職・在職率、就職事例、受講者・企業の評価などの実績を説明するとともに、事業実施において発生した課題等について、令和3年度補正事業でどのように対応するか等具体的に記載すること。

(I) DX 分野リテラシープログラムの開発・実施

(1) 実施体制

本コースに申請する大学、専門学校等は、以下の点に留意し実施体制を構築し、必要な措置を行うこととする。

- ① 地域ニーズ、受講者ニーズを踏まえたプログラムの開発・実施が可能となるよう、都道府県労働局（以下「労働局」という。）や地方公共団体、企業、業界団体、大学・専門学校等教育機関、民間団体等により構成される事業実施委員会を設置する。
- ② 委託事業実施期間も含め継続的にリカレントプログラムの提供ができるよう、各関係機関（企業、業界団体、自治体等）と密接に連携してリカレント教育を推進する。（企業研修等に関する契約を結ぶことなども考えられる。）
- ③ 事業実施委員会は、業界等の雇用動向や人材ニーズ及び地域事情等を把握し、それを踏まえたプログラムの開発・実施、成果検証を行う。また、開発・実施を行ったプログラムの他の教育機関、企業、自治体等への横展開についてもそれぞれの役割を明確にして協力する。
- ④ 事業期間終了後にも継続的な活動が可能となるよう、学内に理事長あるいは学長、担当理事、学部長、学校長等直属等のリカレント教育担当部署を設置（申請後設置予定も含む）する（例：リカレント教育推進本部（仮称）等）。採択決定までに設置されている場合・設置を予定している場合、あるいは学外に国立大学法人が出資するリカレント教育等を実施する法人を持つ場合、これを当該組織とみなすことを可能とする。（詳細については、質疑応答集を参照すること。）

※リカレント教育推進本部（仮称）等に将来的に期待する事項

- ・全学的なりカレント教育の窓口として、リカレント教育を継続的に推進する。
- ・学内で実施されているリカレント教育情報の集約・分析を行う

- ・学内で実施しているリカレント教育担当間の情報共有など学内の円滑なりカレント教育実施に向けて必要な支援を行う。
 - ・企業、自治体等の他機関との連携や自立・自走に向けた財源確保などにおいて、学内を主導する。
 - ・全学的な長期的なりカレント教育推進方針等を決定する。
 - ・その他、全学的なりカレント教育推進に資する取組を行う。
- ⑤ リカレント教育担当部署には、本委託事業の窓口となる担当教職員を配置するとともに、次年度以降も含めて継続的なリカレント教育推進に必要な専門性を持つスタッフを配置すること。当該部署がプログラムの企画立案、実施、学内外の組織との調整等、本事業の委託先機関のリカレント教育推進母体としての機能を担うことを求める。
- ⑥ 講師は、学内教員のみならず、地域や企業等の学外リソース（企業で働く実務家等）も用いて、様々な関係機関を含む外部講師を活用する。また、選定する講師についてはどのような観点からプログラムへの貢献を期待するかを申請段階において可能な範囲で明確にする。
- ⑦ 学内で雇用される教員が、リカレント教育に関与する場合のインセンティブ措置（例：教員評価上の優遇措置、給与・賞与・手当等の措置）に関する学内規程等の整備の検討を求める。なお、検討状況や検討を踏まえた今後の方針等については、企画提案書及び実績報告書、成果報告書等において言及する。
- ⑧ 国立大学法人が出資するリカレント教育等を実施する法人が事業を実施する場合、出資元に所属する教員についても学外教員と同様にリカレント教育関与に見合う適切な謝金等を支払うこと。
- ⑨ 受講者に対し、キャリア形成支援等のためプログラムを通じてキャリアコンサルティングを実施する。ただし、受講者がハローワーク等で職業相談やキャリアコンサルティングを受けている場合はこの限りではない。なお、受講前のキャリアコンサルティングでは、継続的な学習、修了後の継続的な就業に向けて、受講に係る心構え、職業意識、キャリア形成等について意識づけを行う。
- ⑩ 受講者支援のため、受講状況を把握し、関係機関において情報の共有を図り必要に応じ継続的な学習が出来るよう配慮する。

（２）プログラム内容

（ア）受講対象者

非正規雇用労働者や失業者を主な対象とする。なお、正規雇用で就労する転職希望者等も受講することができる。

*受講者の申込み時点における雇用状況（非正規雇用労働、失業中、正規雇用労働等）を確認すること。

*厚生労働省の定める要件を満たす者においては、職業訓練受講給付

金の受給対象とすることができる。

(参考) 求職者支援制度における職業訓練受講給付金について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyushokusha_shien/index.html

(イ) プログラムの開発・実施

- ①プログラムの開発・実施に当たっては、プログラムの分野等における雇用ニーズ等を踏まえ、業界団体・経済団体等及び関係企業等と連携し、就職や転職等のキャリアアップに資する必要な資格、知識及び技能を把握する。さらに、他の教育機関、地方公共団体、経済団体、企業、NPO等と連携する等により、資格、知識及び技能を修得するために必要な座学と実技を組み合わせ、就職・転職につながる効果的なプログラムを開発・実施する。
 - ②夜間・土日開講やオンライン（職業訓練受講給付金対象プログラムについては同時双方向型に限る。）、短期集中開講等を活用する等社会人の受講しやすい工夫に配慮する。
 - ③プログラムは、以下を踏まえたものとして開発・実施する。
 - ・対象となる職業の種類及び修得可能な能力を具体的かつ明確に設定する（習得できる能力と、受講によって考えうる就職・転職等出口の可視化等を行う）。
 - ・原則、申請者の学校種（大学、大学院、高等専門学校、専修学校等）の特性や教育内容に応じたプログラムが実施されることを想定している。
 - ・各プログラムについて、可能な限り客観的なレベルを示す。（例えば、独立行政法人情報処理推進機構（ITSS）のITスキル標準やiコンピテンシディクショナリなどに当てはめた場合、レベル〇相当、また、プログラムを受講した結果合格しうる資格試験としては〇〇相当など。）
 - ※本リテラシープログラムでは、ITSSレベル1以上相当のプログラムを想定しているが、受講者のレベルに配慮しつつ、レベル2以上相当のプログラム実施も妨げない。
 - ・対象職種に係る基礎的かつ実践的な技能及びこれに関する知識を付与する内容とする。
 - ・対象職種での経験を積むため、原則、座学と実習（※1）又は現場実習（※2）を組み合わせたプログラムとする。あわせて、受講者の職業意識の向上及び就職促進、継続的な就労に資するよう、企業と連携してプログラム内に職場見学・職場体験（※3）（インターンシップ、フィールドワーク等）、企業と連携したPBL等を盛り込む。
- ※1 実習は、講義形式で学んだ知識や技能を、実物を用いるなど

実践的に学ぶこと等を目的として実施するもの。

※2 現場実習は、現場で実習を行うもの。

※3 職場見学・職場体験は、職業意識の向上、実際の業務内容や職場環境の理解を目的として行うもの。

④プログラムの総授業時間数は以下のとおり。

【職業訓練受講給付金の対象プログラムとする場合】（原則）

※事業趣旨を踏まえ、職業訓練受講給付金対象プログラムとすることを原則とする。

- ・1か月当たり60時間以上とする。また、プログラムの実施期間は、2か月以上とし、必要に応じて6か月以内とする。

なお、職業訓練受講給付金の対象プログラムの要件を満たすための留意事項等については、別添厚生労働省資料「DX等成長分野を中心とした就職・転職支援のためのリカレント教育推進事業受託者による職業訓練受講給付金関連業務について」、質疑応答集を参照すること。

【職業訓練受講給付金の対象プログラムとしない場合】

※各地域の実情等を踏まえ、例外的に対象プログラムとしないことも可とする。

- ・各地域の実情等を踏まえ、職業訓練受講給付金の対象プログラムとしない場合は、総授業時数60時間以上とする。

⑤必要に応じ、ビジネスマナー等、就職や転職等のキャリアアップの可能性を高めることができる知識等の付与を目的とした内容を含める。

⑥プログラムの実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症感染予防の観点から、学内の衛生環境の整備やオンライン授業の活用等に努める。

⑦職業訓練受講給付金の対象プログラムについては、事業趣旨を踏まえ、受講料を無料とする。（ただし、受講者のテキスト代及び作業着等個人の所有になるもの、通学のための交通費、宿泊費、保険料、施設利用費、資格試験受験料等については、原則受講者の自己負担とする。）

なお、職業訓練受講給付金の対象ではないプログラムについては、各実施機関の継続的かつ将来的なリカレントプログラムの自立自走に向けて、学内規程等を基に必要な受講料の徴収をすることを妨げるものではない。非正規雇用労働者、失業者等に配慮の上、価格を設定する。（注意：委託事業の性格上、徴収した受講料収入は委託期間中に本事業の中で使用することが求められますので留意願います。詳細は質疑応答集を参照願います。）

- ⑧プログラムは、以下の各段階に応じて十分な検討を行う。
- 1) 就職や転職等のキャリアアップに必要な資格、知識及び技能、地域の雇用ニーズ等の洗い出し
 - 2) 1) を踏まえたプログラムの策定、プログラムの実施、就職支援の実施等
 - 3) 実行面からのプログラムの検証（プログラム実施期間終了後に成果検証を行い、検証結果を踏まえた改善を行う。）
 - 4) 翌年度以降のプログラム自立自走に向けた検討
 - 5) プログラム自立自走に関するフォローアップ（令和5年度以降に文部科学省からのアンケート調査等を想定）
- ⑨産業界等からのニーズを把握分析して、定量的な複数の明確な指標を用いて、プログラム実施期間中の意欲的で、かつ、実現可能性が高い達成目標（アウトプットとアウトカム）を設定する。
- ⑩事業実施委員会において、事業の成果（例：受講者数、修了率、就職・在職率、プログラム内容等）に関する成果検証を行い、他大学等の参考となるよう成果報告書（成果物）にまとめる。
- ⑪開発したプログラムやそのノウハウ、成果の取りまとめ等について情報発信等を通じてプログラムの面的な展開を図るため、他の教育機関、自治体、企業、社会人等へどのように普及を図るのか、大学等を活用した学び直しへの理解の普及をどのように図るのかなどの普及策の計画を申請段階で作成すること。併せて、成果報告書において、面展開の取り組み内容や作成時点の成果、将来的に見込まれる成果についても記載する。
- ⑫形成したネットワークや開発したプログラムについて、事業期間終了後も発展的かつ継続的な活動を行うことの検討を行い、自立自走に向けた計画を作成する。

(ウ) 受講者数

本コースにおけるプログラムの受講者数は、プログラムの内容や地域の実情等を踏まえ1プログラム当たり20～60名程度を想定している。

また、開発したプログラムの活用促進や面的な展開に向けて、他大学や企業等とも連携しながら、オンラインやオンデマンド（例：JM00C）、授業動画の作成・公開・企業等での活用により、正規受講生のほかに、一部科目の受講者を含め、定員の10倍程度の部分受講者を目指す。（令和4年度末までの目標とするが、困難な場合は、令和5年度も含めて計画すること。）

(エ) 広報・周知

プログラムを必要とする失業者等に確実に情報を届け、目標とする

受講者数を確保できるよう、ホームページや地域メディア、SNS、キャリアコンサルタント等を活用した積極的かつ効果的な広報活動を行う。また、職業訓練受講給付金対象講座については、支援の対象となる可能性がある者にプログラムの周知が行き渡るよう、広報・周知に関して労働局に積極的に働きかけることとする。

(3) 受講者の就職支援

- ①受託者（大学・専門学校等）においては、受講者に対して就職支援を行う。
- ②就職支援に当たっては、労働局・ハローワーク、地方公共団体が実施する職業紹介事業等と連携する等、確実な就職支援を実施すること。なお、受託者において、職業安定法（昭和22年法律第141号）第33条の無料職業紹介事業の許可を受けた場合は「職業紹介事業者、労働者の募集を行う者、募集受託者、労働者供給事業者等が均等待遇、労働条件等の明示、求職者等の個人情報取扱い、職業紹介事業者の責務、募集内容の明確な表示等に関して適切に対処するための指針（平成11年労働省告示第141号）」等に留意し、実施する。
- ③受託者は、②を行うとともに、大学・専門学校等内の就職支援部局や、地域における業界団体・経済団体、関係企業との連携に努めること。
（例えば、企業説明会や就職セミナーの開催、キャリアコンサルティング、求人情報の提供、企業とのマッチング、その他日常的な支援等を行うことが考えられる。）
- ④就職率（※1）及び就職・在職率（※2）の目標は、受講者の就職率67%以上を目標とする。あわせて、就職・在職率80%以上を目標とする。
※1 就職率は、修了者のうち非正規雇用労働者及び失業者等の職を持たない者に対する、プログラム修了後3か月の間に就職した者（非正規雇用労働者が正規雇用労働者となった場合、起業した場合を含む。）の割合とする。
※2 就職・在職率は、修了者数（就職活動等を行う正規学生等を除く。）に対する、プログラム修了後3か月の間に就職した者（非正規雇用労働者が正規雇用労働者となった場合、転職・起業した場合も含む。）及び在職者の合計の割合とする。
なお、プログラム修了後3か月の時点で就職等の状況が把握されていないものは未就職等として取り扱うこととする。

(4) 労働局・ハローワーク等との連携

- ①受託者は、プログラムの開発、求職者に対する受講の働きかけ、受講者の就職支援等の取組について、労働局・ハローワークと連携・協力して行う。
- ②受託者は、職業訓練受講給付金の支給に必要な受講者の受講状況の証

明を行うため、出席、欠席、遅刻、早退等の状況を把握・記録するなど、職業訓練受講給付金の支給に必要な手続を行っている労働局・ハローワークと連携して行うこと。受講者が職業訓練受講給付金を受給するにあたり、受託者に求められる業務については、別添厚生労働省資料「DX 等成長分野を中心とした就職・転職支援のためのリカレント教育推進事業受託者による職業訓練受講給付金関連業務について」を参照すること。

(Ⅱ) DX 分野等リスキリングを目的としたプログラムの開発・実施

(1) 実施体制

本コースに申請する大学、専門学校等は、以下の点に留意し実施体制を構築し、必要な措置を行うこととする。

- ① 地域ニーズ、受講者ニーズを踏まえたプログラムの開発・実施が可能となるよう、企業、業界団体、労働局や地方公共団体、大学・専門学校等教育機関、民間団体等により構成される事業実施委員会を設置する。
- ② 委託事業実施期間も含め継続的にリカレントプログラムの提供ができるよう、各関係機関（企業、業界団体、自治体等）と密接に連携してリカレント教育を推進する。（企業等との研修等に関する協定を結ぶことなども考えられる。）
- ③ 事業実施委員会は、業界等の雇用動向や人材ニーズ及び地域事情等を踏まえ、プログラムの開発・実施、成果検証を行う。また、開発・実施を行ったプログラムの他の教育機関、企業、自治体等への横展開についてもそれぞれの役割を明確にして協力する。
- ④ 事業期間終了後にも自立自走が可能となるよう学内規程等で定められた、または、理事長あるいは学長、担当理事、学部長、学校長等直属等のリカレント担当部署を設置（申請後設置予定も含む）すること（例：リカレント教育推進本部（仮称）等）。採択決定までに設置されている場合・設置を予定している場合、あるいは学外に国立大学法人が出資するリカレント教育等を実施する法人を持つ場合、これを当該組織とみなすことを可能とする。（詳細については、質疑応答集を参照すること。）

※仮称：リカレント教育推進本部（仮称）に将来的に期待する事項

- ・全学的なりカレント教育の窓口として、リカレント教育を継続的に推進する。
- ・学内で実施されているリカレント教育情報の集約・分析を行う。
- ・学内で実施しているリカレント教育担当間の情報共有など学内の円滑なりカレント教育実施に向けて必要な支援を行う。

- ・企業、自治体等の他機関との連携や自立・自走に向けた財源確保などにおいて、学内を主導する。
 - ・全学的な長期的なリカレント教育推進方針等を決定する。
 - ・その他、全学的なリカレント教育推進に資する取組を行う。
- ⑤ リカレント教育担当部署には、本委託事業の窓口となる常勤の担当職員を配置するとともに、次年度以降も含めて継続的なリカレント教育・リスキリング推進に必要な専門性を持つスタッフを配置すること。当該部署がリカレントあるいはリスキリングプログラムの企画立案、実施、学内外の組織との調整等、本事業の委託先機関のリカレント教育・リスキリング推進母体としての機能を担うことを求める。
- ⑥ 講師については、学内教員のみならず、地域やDX分野について先進的な取り組みを行っている企業等の学外リソース（企業で働く実務家等）を活用すること。また、講師についてはどのような観点からプログラムへの貢献を期待するかを申請段階において可能な範囲で明確にする。
- ⑦ 学内で雇用される教員が、リカレント教育に関与する場合のインセンティブ措置（例：教員評価上の優遇措置、給与・賞与・手当等の措置）に関する学内規程等の整備を求める（事業実施期間中もしくは実施期間後の整備予定でも可）。
- なお、整備状況や今後の具体の取り組み等については、企画提案書及び実績報告書、成果報告書等において言及する。
- ⑧ 国立大学法人が出資するリカレント教育等を実施する法人が事業を実施する場合、出資元に所属する教員についても学外教員と同様にリカレント教育関与に見合う適切な謝金等を支払うこととする。
- ⑨ 受講者の支援のため、受講状況を把握し、関係機関において情報の共有を図り必要に応じ継続的な学習が出来るよう配慮する。

（2）プログラム内容

（ア）受講対象者

就業者を主な対象者とする。なお、キャリアアップやキャリアチェンジを目的とする失業者や非正規雇用労働者等も受講することができる。（受講者の申込み時点における雇用状況（正規雇用労働者、非正規雇用労働失業中等）を確認すること。）

（イ）プログラムの開発・実施

- ① プログラムの開発・実施に当たっては、プログラムの分野等における雇用ニーズ等を踏まえ、業界団体・経済団体等及び関係企業等と連携し、キャリアアップに資する必要な資格、知識及び技能を把握する。さらに、他の教育機関、地方公共団体、経済団体、企業、NPO等と連携する等により、資格、知識及び技能を修得するために必要

な座学と実技を組み合わせた効果的なプログラムを開発・実施する。特に、連携先の企業等のどのようなニーズに対応し、プログラムの設計、実施にどのように反映していくのか、また、プログラム受講がどのような成果につながるかについて、申請段階で明確に示すこと。

② 夜間、土日開講やオンライン、短期集中開講等を活用する等社会人の受講しやすい工夫に配慮する。

③ プログラムは、以下を踏まえたものとして開発・実施する。

- ・対象となる職業の種類及び修得可能な能力を具体的かつ明確に設定する（習得できる能力と、受講によって考えうるキャリアアップ等の可視化等を行う）。

- ・原則、申請者の学校種（大学、大学院、高等専門学校、専修学校等）の特性や教育内容に応じたプログラムが実施されることを想定している。

- ・各プログラムについて、可能な限り客観的なレベルを示すこと。（例えば、独立行政法人情報処理推進機構（ITSS）のITスキル標準やiコンピテンシディクショナリなどに当てはめた場合、レベル〇相当、また、プログラムを受講した結果合格しうる資格試験としては〇〇相当など。）

※本リスキリングプログラムでは、ITSS レベル2以上相当のプログラムを想定している。

- ・対象職種に係るプログラム修了後にビジネスの現場で活躍するための実践的な技能及びこれに関する知識を付与する内容とする。

- ・対象職種での経験を積むため、原則、先進的な取り組みをしている企業等とのPBL等も含め、座学と実習（※1）又は現場実習（※2）を組み合わせた実践的なプログラムとする。

※1 実習は、講義形式で学んだ知識や技能を、実物を用いるなど実践的に学ぶこと等を目的として実施するもの。

※2 現場実習は、現場で実習を行うもの。

- ・受託者（大学・専門学校等）においては、必要に応じて受講者に対して就職・転職支援を行うこと。

④ プログラムの総授業時間数は以下のとおり。

- ・60時間以上を想定するが、より受講者ニーズに柔軟に対応できるよう60時間以上を分割し、ターム式、モジュール式等での提供を行うことも可能とする。（例：60時間のプログラムを初級、中級、上級の3タームに分割し、部分的に受講することも可能とする。ただし、部分受講者については正規の受講者数には含めない。）

⑤ プログラムの実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症感染予

防の観点から、学内の衛生環境の整備やオンライン授業の活用等に努める。

- ⑥ 受講料については受託者が事業終了後も継続的に拠点機能を維持していくことも見据え、適正な価格であれば徴収可能とする。

(注意：委託事業の性格上、徴収した受講料収入は委託期間中に本事業の中で使用することが求められますので留意願います。詳細は質疑応答集を参照願います。)

なお、受講料設定については、プログラムの提供価値に見合う価格になっているかを検討するとともに、将来的に厚生労働省の教育訓練給付金の対象プログラムになりうることも想定した設計とする。

- ⑦ プログラムは、以下の各段階に応じて十分な検討を行う。

- 1) キャリアアップに必要な資格、知識及び技能、地域の雇用ニーズ等の洗い出し
- 2) 1) を踏まえたプログラムの策定、プログラムの実施等
- 3) 実行面からのプログラムの検証(プログラム実施期間終了後に成果検証を行い、検証結果を踏まえた改善を行う。)
- 4) 翌年度以降のプログラム自立自走に向けた検討
- 5) プログラム自立自走に関するフォローアップ(令和5年度以降に文部科学省からのアンケート調査等を想定)

- ⑧ 産業界等からのニーズを把握分析して、定量的な複数の明確な指標を用いて、プログラム実施期間中の意欲的で、かつ、実現可能性が高い達成目標(アウトプットとアウトカム)を設定する。

- ⑨ 事業実施委員会において、将来的な自立自走に向け、他大学・専門学校等における横展開、連携企業等における活用、社会人への広範な展開等は必須項目としたうえで、そのほかに事業の成果(例：受講者数、修了率、自治体等における活用状況等)に関する成果検証を行い、他大学等の参考となるよう成果報告書(成果物)にまとめること。なお、必須としている他大学・専門学校等における横展開、連携企業等における活用、社会人への展開に関する目標は以下のとおりとする。

<他大学・専門学校等における横展開>

- ・プログラム普及に向けて連携する他大学・専門学校等数

<連携企業等における活用>

- ・プログラムを活用する連携企業数
- ・企業からの評価(肯定的な意見)

- ⑩ 開発したプログラムやそのノウハウ、成果の取りまとめ等について、情報発信等を通じてプログラムの面的な展開を図るため、他の

教育機関、自治体、企業、社会人等へどのように普及を図るのか、大学等を活用した学び直しへの理解の普及をどのように図るのかなどの普及策の計画を申請段階で作成すること。併せて、成果報告書において、面展開の取り組み内容や作成時点の成果、将来的に見込まれる成果についても言及する。

- ⑩ 形成したネットワークや開発したプログラムについて、事業期間終了後も発展的かつ継続的な活動を行うことについて検討を行い、自立自走に向けた計画を作成する。

(ウ) 受講者数

本コースにおけるプログラムの受講者数は、1プログラム当たり20～60名程度を想定している。また、開発したプログラムの活用促進や面的な展開に向けて、他大学や企業等とも連携しながら、オンラインやオンデマンド（例：JM00C）、授業動画の作成・公開、企業等での活用などにより、正規受講生のほかに、一部科目の受講者を含め、定員の20～30倍程度の部分受講者を目指す。（令和4年度末までの目標とするが、困難な場合は、令和5年度も含めて計画すること。）

(エ) 広報・周知

プログラムを必要とする就業者等に確実に情報を届け、目標とする受講者数及び他大学・専門学校等や企業等への横展開を実現できるよう、ホームページや地域メディア、SNS、連携企業等を活用した積極的かつ効果的な広報活動を行う。

(Ⅲ) 重要分野のリカレントプログラムの開発・実施

- * 重要分野とは、DX分野以外のグリーン、医療・介護、地方創生、女性活躍、起業、イノベーション喚起等を想定しているが、地域ニーズに応じて柔軟に設定することを可能とする。
- * 申請に際してはどのような雇用ニーズや地域の実情を踏まえて当該テーマを決定したかを明記することとする。また、ニーズをどのようにプログラムに反映し、どのような成果につなげるのかについて、具体的に記載することとする。
- * 申請に際してプログラムがリテラシーレベルなのかリスキリングを目的としたものなのかで様式が異なるため注意すること。

(1) 実施体制

本コースに申請する大学・専門学校等は、以下の点に留意し実施体制を構築し、必要な措置を行うこととする。

- ① 地域ニーズ、受講者ニーズを踏まえたプログラムの開発・実施が可能となるよう、労働局や地方公共団体、企業、業界団体、大学・専門学校等教育機関、民間団体等により構成される事業実施委員会を設置す

る。

- ② 委託事業実施期間も含め継続的にリカレントプログラムの提供ができるよう、各関係機関（企業、業界団体、自治体等）と密接に連携してリカレント教育を推進する。（企業等との研修等に関する協定を結ぶことなども考えられる。）
- ③ 事業実施委員会は、業界等の雇用動向や人材ニーズ及び地域事情等を把握し、それを踏まえたプログラムの開発・実施、成果検証を行う。また、開発・実施を行ったプログラムの他の教育機関、企業、自治体等への横展開についてもそれぞれの役割を明確にして協力する。
- ④ 事業期間終了後にも継続的な活動が可能となるよう学内に、理事長あるいは学長、担当理事、学部長、学校長等直属等のリカレント担当部署を設置（申請後設置予定も含む）すること（例：リカレント教育推進本部（仮称）等）。採択決定までに設置されている場合・設置を予定している場合、あるいは学外に国立大学法人が出資するリカレント教育等を実施する法人を持つ場合、これを当該組織とみなすことを可能とする。

※リカレント教育推進本部（仮称）等に将来的に期待する事項

- ・全学的なリカレント教育の窓口として、リカレント教育を継続的に推進する。
 - ・学内で実施されているリカレント教育情報の集約・分析を行う。
 - ・学内で実施しているリカレント教育担当間の情報共有などの円滑なリカレント教育実施に向けて必要な支援を行う。
 - ・企業、自治体等の他機関との連携や自立・自走に向けた財源確保などにおいて、学内を主導する。
 - ・全学的な長期的なリカレント教育推進方針等を決定する。
 - ・その他、全学的なリカレント教育推進に資する取組を行う。
- ⑤ リカレント教育担当部署には、本委託事業の窓口となる担当教職員を配置するとともに、次年度以降も含めて継続的なリカレント教育・リスキリング推進に必要な専門性を持つスタッフを配置し、リカレントあるいはリスキリングプログラムの企画立案、実施、学内外の組織との調整等、本事業の委託先機関のリカレント教育・リスキリング推進母体としての機能を担うことを求めることとする。
 - ⑥ 講師については、プログラムの分野や想定される対象者等に応じて学内教員のみならず、学外リソース（企業で働く実務家等）も用いて、様々な関係機関を含む外部講師の活用を検討すること。また、講師についてはどのような観点からのプログラムへの貢献を期待するかを申請段階において可能な範囲で明確にすること。
 - ⑦ 学内で雇用される教員が、リカレント教育に関与する場合のインセン

ティブ措置（例：教員評価上の優遇措置、給与・賞与・手当等の措置）に関する学内規程等の整備の検討を求める。なお、検討状況や検討を踏まえた今後の方針等については、企画提案書及び実績報告書、成果報告書等において言及することとする。

- ⑧ 国立大学法人が出資するリカレント教育等を実施する法人が事業を実施する場合、出資元に所属する教員についても学外教員と同様にリカレント教育関与に見合う適切な謝金等を支払うこととする。
- ⑨ リテラシーレベルのプログラムを提供する場合、受講者に対し、キャリア形成支援等のためプログラムを通じてキャリアコンサルティングを実施すること。ただし、受講者がハローワーク等で職業相談やキャリアコンサルティングを受けている場合はこの限りではない。なお、受講前のキャリアコンサルティングでは、継続的な学習、修了後の継続的な就業に向けて、受講に係る心構え、職業意識、キャリア形成等について意識づけを行うこと。
- ⑩ 受講者の支援のため、受講状況を把握し、関係機関において情報の共有を図り必要に応じ継続的な学習が出来るよう配慮すること。

（２）プログラム内容

（ア）受講対象者

リテラシーレベルのプログラムを提供する場合は、非正規雇用労働者や失業者を主な対象とする。就業者のリスクリングを目的とする場合は就業者を主な対象とする。

ただし、リテラシーレベルのプログラムであっても、正規雇用状態にある転職希望者等も受講することができ、リスクリングを目的としたプログラムにおいてもキャリアアップやキャリアチェンジを目的とする失業者や非正規雇用労働者等も受講することができる。

*受講者の申込み時点における雇用状況（非正規雇用労働、失業中、正規雇用労働等）を確認すること。

*職業訓練受講給付金対象講座で厚生労働省の定める要件を満たす者においては、職業訓練受講給付金の受給対象とすることができる。

（参考）求職者支援制度における職業訓練受講給付金について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyushokusha_shien/index.html

（イ）プログラムの開発・実施

①プログラムの開発・実施に当たっては、プログラムの分野等における雇用ニーズ等を踏まえ、業界団体・経済団体等及び関係企業等と連携し、就職や転職等のキャリアアップに資する必要な資格、知識及び技能を把握する。さらに、他の教育機関、地方公共団体、経済団体、企業、NPO等と連携する等により、資格、知識及び技能を修得するために必要

な座学と実技を組み合わせ、就職・転職につながる効果的なプログラムを開発・実施する。

②夜間・土日開講やオンライン（職業訓練受講給付金対象プログラムについては同時双方向型に限る。）、短期集中開講等を活用する等社会人の受講しやすい工夫に配慮する。

③プログラムは、以下を踏まえたものとして開発・実施する。

- ・対象となる職業の種類及び修得可能な能力を具体的かつ明確に設定する（習得できる能力と、受講によって考えうる就職・転職等出口の可視化等を行う）。
- ・原則、申請者の学校種（大学、大学院、高等専門学校、専門学校等）の特性や教育内容に応じたプログラムが実施されることを想定している。
- ・各プログラムについて、可能な限り客観的なレベルを示すこと。（例えば、独立行政法人情報処理推進機構（ITSS）のITスキル標準のような業界ごとのスキル標準の提示、また、プログラムを受講した結果合格しうる資格試験としては〇〇相当など。）
- ・対象職種に係る基礎的かつ実践的な技能及びこれに関する知識を付与する内容とする。
- ・対象職種での経験を積むため、原則、座学と実習（※1）又は現場実習（※2）を組み合わせたプログラムとする。あわせて、受講者の職業意識の向上及び就職促進、継続的な就労に資するよう、企業と連携してプログラム内に職場見学・職場体験（※3）（インターンシップ、フィールドワーク等）、企業と連携したPBL等を盛り込む。

※1 実習は、講義形式で学んだ知識や技能を、実物を用いるなど実践的に学ぶこと等を目的として実施するもの。

※2 現場実習は、現場で実習を行うもの。

※3 職場見学・職場体験は、職業意識の向上、実際の業務内容や職場環境の理解を目的として行うもの。

④プログラムの総授業時間数は以下のとおり。

【職業訓練受講給付金の対象プログラムとする場合】

※リテラシーレベルのプログラムについては、事業趣旨を踏まえ、職業訓練受講給付金対象プログラムとすることを原則とする。

- ・1か月当たり60時間以上とする。また、プログラムの実施期間は、2か月以上とし、必要に応じて6か月以内とする。

なお、職業訓練受講給付金の対象プログラムの要件を満たすための留意事項等については、別添厚生労働省資料「DX等成長分野を中心とした就職・転職支援のためのリカレント教育推進事業受託者による職業訓練受講給付金関連業務について」、質疑応答集を参照すること。

【職業訓練受講給付金の対象プログラムとしない場合】

※各地域の実情やレベル等を踏まえ、対象プログラムとしないことも可とする。

- ・各地域の実情等を踏まえ、職業訓練受講給付金の対象プログラムとしない場合は、総授業時数 60 時間以上とする。
- ⑤ 必要に応じ、ビジネスマナー等、就職や転職等のキャリアアップの可能性を高めることができる知識等の付与を目的とした内容を含める。
- ⑥ プログラムの実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症感染予防の観点から、学内の衛生環境の整備やオンライン授業の活用等に努める。
- ⑦ 職業訓練受講給付金の対象プログラムについては、事業趣旨を踏まえ、受講料を無料とする。（ただし、受講者のテキスト代及び作業着等個人の所有になるもの、通学のための交通費、宿泊費、保険料、施設利用費、資格試験受験料等については、原則受講者の自己負担とする。）
なお、職業訓練受講給付金の対象ではないプログラムについては、各実施機関の継続的かつ将来的なリカレントプログラムの自立自走に向けて、学内規程等を基に必要な受講料の徴収をすることを妨げるものではない。非正規雇用労働者、失業者等に配慮の上、価格を設定する。（注意：委託事業の性格上、徴収した受講料収入は委託期間中に本事業の中で使用することが求められますので留意願います。詳細は質疑応答集を参照願います。）
- ⑧ プログラムは、以下の各段階に応じて十分な検討を行う。
 - 1) 就職や転職等のキャリアアップに必要な資格、知識及び技能、地域の雇用ニーズ等の洗い出し
 - 2) 1) を踏まえたプログラムの策定、プログラムの実施、就職支援の実施等
 - 3) 実行面からのプログラムの検証（プログラム実施期間終了後に成果検証を行い、検証結果を踏まえた改善を行うこと。）
 - 4) 翌年度以降のプログラム自立自走に向けた検討
 - 5) プログラム自立自走に関するフォローアップ（令和 5 年度以降に文部科学省からのアンケート調査等を想定）
- ⑨ 産業界等からのニーズを把握分析して、定量的な複数の明確な指標を用いて、プログラム実施期間中の意欲的で、かつ、実現可能性が高い達成目標（アウトプットとアウトカム）を設定すること。
- ⑩ リテラシーレベルのプログラムについては、事業実施委員会において、事業の成果（例：受講者数、修了率、就職・在職率、プログラム内容等）に関する成果検証を行い、他大学等の参考となるよう成果報

告書（成果物）にまとめること。

- ⑪ リスキリングを目的としたプログラムについては、事業実施委員会において、将来的な自立自走に向け、他大学・専門学校等における横展開、連携企業や自治体、社会人等における活用は必須項目としたうえで、そのほかに事業の成果（例：受講者数、修了率、自治体等における活用状況等）に関する成果検証を行い、他大学等の参考となるよう成果報告書（成果物）にまとめること。
- ⑫ 開発したプログラムやそのノウハウ、成果の取りまとめ等について情報発信等を通じてプログラムの面的な展開を図るため、他の教育機関、自治体、企業等へどのように普及を図るのか、大学等を活用した学び直しへの理解の普及をどのように図るのかなどの普及策の計画を申請段階で作成すること。併せて、成果報告書において、面展開の取り組み内容や作成時点の成果、将来的に見込まれる成果についても言及すること。
- ⑬ 形成したネットワークや開発したプログラムについて、事業期間終了後も発展的かつ継続的な活動を行うことについて検討し、自立自走に向けた計画を作成すること。

（ウ）受講者数

本コースにおけるプログラムの受講者数は、プログラムの内容や地域の実情等を踏まえ1プログラム当たり20～60名程度を想定している。また、開発したプログラムの活用促進や面的な展開に向けて、他大学や企業等とも連携しながら、オンラインやオンデマンド（例：JM00C）、授業動画の作成・公開なども活用しながら、正規受講生のほかに、一部科目の受講者を含め、定員の10倍程度の部分受講者を目指す。（令和4年度末までの目標とするが、困難な場合は、令和5年度も含めて計画すること。）

（エ）広報・周知

プログラムを必要とする失業者や就業者等に確実に情報を届け、目標とする受講者数を確保できるよう、ホームページや地域メディア、SNS、キャリアコンサルタント等を活用した積極的かつ効果的な広報活動を行うこと。また、職業訓練受講給付金対象講座については、支援の対象となる可能性がある者にプログラムの周知が行き渡るよう、広報・周知に関して労働局に積極的に働きかけることとする。

（3）受講者の就職・転職支援

- ①受託者（大学・専門学校等）においては、受講者に対して就職・転職支援を行うこと。（リテラシーレベルのプログラムにおいては必須とし、リスキリングを目的としたプログラムについては必要に応じて実施する。）

②就職・転職支援に当たっては、労働局・ハローワーク、地方公共団体が実施する職業紹介事業等と連携する等、確実な就職支援を実施すること。なお、受託者において、職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）第 33 条の無料職業紹介事業の許可を受けた場合は「職業紹介事業者、労働者の募集を行う者、募集受託者、労働者供給事業者等が均等待遇、労働条件等の明示、求職者等の個人情報取り扱い、職業紹介事業者の責務、募集内容の明確な表示等に関して適切に対処するための指針（平成 11 年労働省告示第 141 号）」等に留意し、実施する。

③受託者は、②を行うとともに、大学、専門学校等内の就職支援部局や、地域における業界団体・経済団体、関係企業との連携に努めること。（例えば、企業説明会や就職セミナーの開催、キャリアコンサルティング、求人情報の提供、企業とのマッチング、その他日常的な支援等を行うことが考えられる。）

④就職率（※ 1）及び就職・在職率（※ 2）の目標は、受講者の就職率 67%以上を目標とする。あわせて、就職・在職率 80%以上を目標とする。

※ 1 就職率は、修了者のうち非正規雇用労働者及び失業者等の職を持たない者に対する、プログラム修了後 3 か月の間に就職した者（非正規雇用労働者が正規雇用労働者となった場合、起業した場合を含む。）の割合とする。

※ 2 就職・在職率は、修了者数（就職活動等を行う正規学生等を除く。）に対する、プログラム修了後 3 か月の間に就職した者（非正規雇用労働者が正規雇用労働者となった場合、転職・起業（起業準備者を含む。）した場合も含む。）及び在職者の合計の割合とする。

なお、プログラム修了後 3 か月の時点で就職等の状況が把握されていないものは未就職等として取り扱うこととする。

（4）労働局・ハローワーク等との連携

①受託者は、プログラムの開発、求職者に対する受講の働きかけ、受講者の就職支援等の取組について、労働局・ハローワークと連携・協力して行うこと。（リテラシーレベルのプログラムにおいては必須とし、リスキリングを目的としたプログラムについては必要に応じて実施する。）

②受託者は、職業訓練受講給付金の支給に必要な受講者の受講状況の証明を行うため、出席、欠席、遅刻、早退等の状況を把握・記録するなど、職業訓練受講給付金の支給に必要な手続を行っている労働局・ハローワークと連携して行うこと。受講者が職業訓練受講給付金を受給するにあたり、受託者に求められる業務については、別途、厚生労働省が定める「DX 等成長分野を中心とした就職・転職支援のためのリカレント教育推進事業受託者による職業訓練受講給付金関連業務について」によること。

(IV) プログラム実施・拠点構築の支援・分析、横展開、その他リカレント 教育推進に向けた取組

(1) プログラムの開発・実施等に関する伴走支援

- ① (I)～(III)の大学・専門学校等のプログラム実施状況、プログラムを通じて就職・転職等につながった等の成果を収集しながら、調査・分析を行う。
- ② プログラムの開発段階において、プログラムを通じて提供する教育分野に関する雇用ニーズや、身につけるべき能力・スキル等について、必要に応じて助言等を行う。
- ③ 全プログラムの定員充足率 100%、リテラシーレベルのプログラム((I) (III)の一部)は必須の目標として就職率 67%、就職・在職率 80%、リスクリングを目的としたプログラム((II) (III)の一部)はプログラムの他の大学・専門学校等や企業等への横展開を目指した伴走支援を行う(40～60プログラム程度を想定)。
- ④ 大学・専門学校等の講座開発、受講生募集、講座実施、プログラム終了といった各段階において、事業推進・伴走支援及び、プログラム終了後もリカレント教育の推進のために必要な情報を収集する。
- ⑤ プログラムの実施段階における課題解決に向けたアドバイスや分野特性、受講者、地域、企業ニーズ等に関するアドバイス等実施に際しての支援を行う。
- ⑥ プログラムの面的展開の支援(他の大学・専門学校等、企業や自治体等に対するプログラムの横展開に関する助言やニーズの発掘、作成プログラムの活用促進等)
- ⑦ 事業期間終了後のプログラムの自立自走に向けた支援(継続的なリカレントプログラムの提供に向けたニーズの整理や経営的観点からのアドバイス等)また、各大学・専門学校等が作成する成果報告書において事業期間終了後のプログラムの継続的实施に関する方向性等に言及することとしており、作成にあたっての助言等を行う。
- ⑧ 大学・専門学校等からの相談窓口を設置し、プログラム実施における課題等に随時対応すること。(審査委員会等の指摘事項も踏まえつつ、大学・専門学校等の効果的なプログラム実施に向けて、積極的に助言や支援を行うこと。併せて相談対応だけではなく、大学・専門学校等のアウトプット・アウトカム指標(KPI)等の達成を目指した積極的な支援を行う。)

(2) 調査・分析

- ① 就職や転職等のキャリアアップ・キャリアチェンジに効果的な講座内容や就職・転職支援方法、企業や自治体等外部関係機関との連携手段な

ど、他の大学・専門学校等（未実施大学等含む）が将来的にリカレントプログラムを実施する際に参考となるよう取り組みの詳細な分析や優良事例の収集・展開を行う。

- ② 事例については、コース、分野、地域の実情、実施内容・成果等を踏まえて40事例程度選定すること。（アンケート調査等で絞り込みを行い、ヒアリング等により詳細を確認し整理する。）
- ③ 分析や事例作成においては、先進的な取組や成果につながる工夫（学内の体制構築、企業・自治体等との連携体制の構築やニーズを踏まえたプログラム開発・実施、自走に向けた資金運営計画、就職・転職支援等）に加え、プログラムの開発・実施の際に発生した課題（学内体制、学外連携、講師確保、受講者募集、講座実施、就職・転職支援等）にどのように対応したか等、他大学等が同様の取組を実施する際に参考となるよう具体的な対応策なども盛り込む。
- ④ 受託大学・専門学校等を通じ、プログラム受講者への修了後のアンケート調査を実施すること。また、調査結果をとりまとめ、文部科学省HPや社会人の学びのポータルサイト「マナパス」（文科省から外部業者へ委託運営）等を通じて受講成果等について効果的に発信すること。
- ⑤ KPIの達成状況のほか、受講生・企業等に対し、どのような効果があったのか等を整理し発信する。
- ⑥ 事業全体の実施状況、事業成果、優良事例、経費分析などをとりまとめ、事業継続や横展開に資する成果報告書を作成する。
- ⑦ (I)～(III)の各プログラムを含め、リカレント教育の効果や企業や社会への影響等を調査し、その結果を取りまとめる。また、この結果を踏まえ、リカレント教育の効果や影響を評価する適切な指標を提案する。これにより、社会におけるリカレント教育実施の機運醸成や取組の横展開に繋げる。
- ⑧ 分析においては、令和2年度補正事業「就職・転職支援のための大学リカレント教育推進事業」の未集計部分（※）の集計を完成させるとともに、その成果のとりまとめも含めて行うこと。

※就職率等については、プログラム実施後3か月後のタイミングで回答することになっているため、一部のプログラムは集計が完了していない。

(3) 広報・周知

- ① (I)～(III)で開発したプログラムの広報・周知活動を通じて社会人（受講有無問わず）、大学・専門学校等（プログラム実施有無問わず）、企業、自治体等への情報発信を行う。また、リカレント教育（リスキリング）に対する機運醸成に資する広報・周知活動を行う。
- ② プログラムの広報・周知、受講者募集や企業や自治体、他の教育機関へ

の横展開支援を行う。

- ③大学等から情報収集した情報について、「マナパス」の特設ページを改修し、事業趣旨や開設講座等について取りまとめること。（外部業者において追加発生する経費については受託業者から外注等で支出すること。）
- ④特設ページには、「検索機能（分野・資格・期間、場所、費用、オンライン活用等）」、「講座一覧（申込方法等含む）」（各大学等の募集時期に間に合うよう掲載すること）、「事例特集」、「受講生・修了生の声」など、文科省と協議を行いつつ、受講者含めた社会人に対する学びの参考となる情報や、他の大学・専門学校等が今後リカレント教育を推進するにあたって参考となる情報を掲載する。
- ⑤終了した講座についても、随時、事業成果を確認できるように、受講人数、修了者数等、必要に応じて就職・転職先等の情報を収集の上、特設ページに整理する。
- ⑥特集ページの開設講座の情報については、「マナパス」トップページにおいても検索できるよう掲載すること。（例：「マナパス」トップページの検索画面において本事業該当プログラムのチェックボックスを設けて検索を可能にする）

（４）大学・専門学校等向け委託事業の経費分析等

- ①経費分析とともに実績報告書及び支出証跡書類に不足がないか確認を行う。
- ②支出証拠書類が領収書一覧の順番のとおり綴じられていない場合は、記載順に組み替え、不足書類は取り寄せる。
- ③「DX 等成長分野を中心とした就職・転職支援のためのリカレント教育推進事業」領収書一覧」（以下「領収書一覧」という。）におけるそれぞれの支出と支出証跡書類に不整合がないか、また、それぞれの支出が「令和３年度「DX 等成長分野を中心とした就職・転職支援のためのリカレント教育推進事業」事務処理要領」等に定める対象経費であるかどうかについて判定し、対象経費と認められない支出がある場合には、その旨を指定様式に記載すること。
- ④実績報告書に附帯する「収支精算書」及び「一般管理費設定率の決定調書」、「必要経費内訳表」の金額と領収書一覧、支出証跡書類における額の整合性を確認すること。これらのいずれかに不整合がある場合、不足書類の取り寄せを行うとともに指定様式にその旨記載すること。その他、判断に迷う事柄についても指定様式に記載すること。

※（４）の業務については、再委託費や雑役務費で実施することも可

とす

る。（作業期間は、令和５年３月の２週間程度を想定している。）

(5) その他

本委託事業の実施にあたっては、国の委託事業としての適切な実施を期するため、適時、文部科学省の担当課に進捗状況の報告を行い、必要に応じてその指示を仰ぐこと。

5 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- ① 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被補佐人又は被補助人であって、契約の締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- ② 文部科学省の支出負担行為担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

6 参加表明書の提出

(1) 提出方法

- ① あらかじめ競争参加者の数を把握するため、本企画競争に参加を希望する者は、下記 7（3）の連絡先に E-mail により参加表明書を提出すること。参加表明書には実施する取組のメニュー（（Ⅰ）／（Ⅱ）／（Ⅲ）（リテラシー・リスキル）／（Ⅳ））、分野を明記すること。
参加表明書の提出は本企画競争の参加において必須ではないが、効率的に審査業務を行うため、ご提出をお願いします。

② 提出期限

令和 4 年 4 月 14 日（木）12 時

7 企画提案書等の提出書類・提出方法等

(1) 提出書類

- ① 企画提案書
- ② 審査基準にある「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」の認定等を受けている場合はその写し
- ③ 誓約書（別紙 1）
- ④ 委託事業の一部を再委託する場合には「再委託について」（別紙 2）
※企画提案書の様式は「DX 等成長分野を中心とした就職・転職支援のためのリカレント教育推進事業」委託要項（以下、「委託要項」という。）に定める「企画提案書（様式 1）」とする。

(2) 提出方法

- ① 用紙サイズを A4 版とすること。
- ② 提出方法は、電子データ又は紙媒体（5 部）での提出とすること。（両面印刷、プログラム毎に左上ステープル、左側 2 穴パンチ）

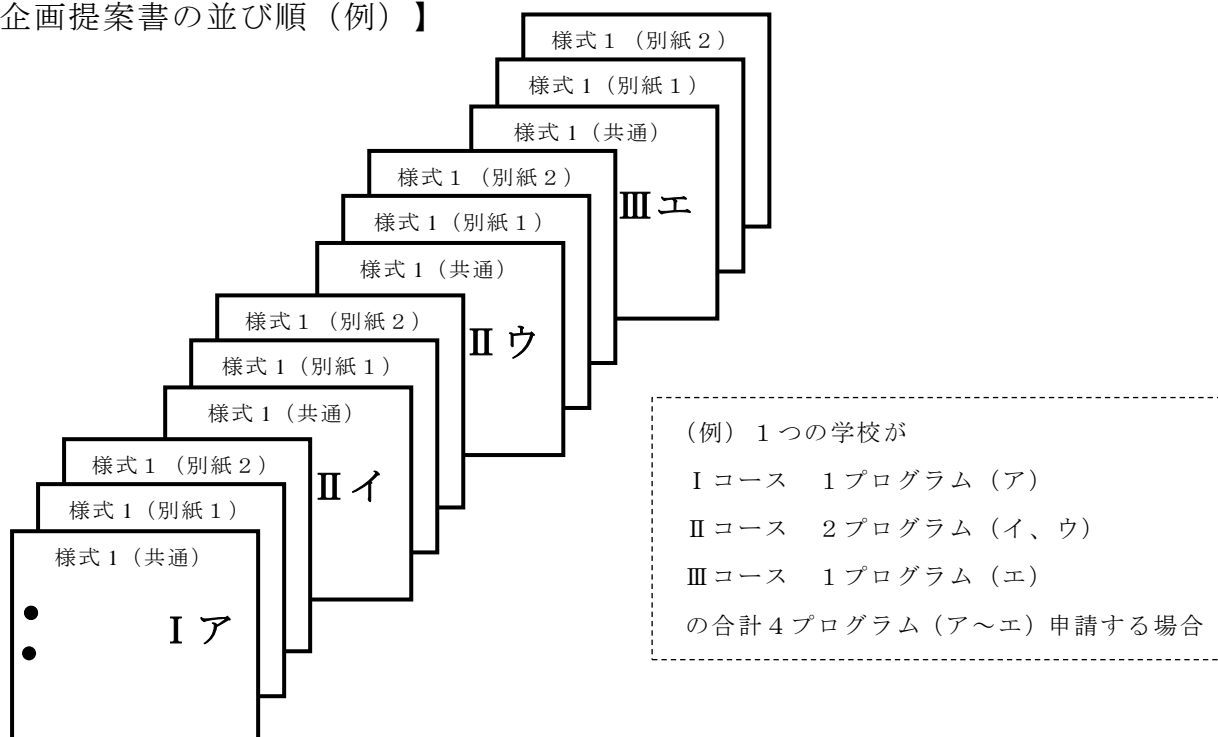
③ 企画提案書を提出する際の並び順について（Ⅰ～Ⅲ）

企画提案書を以下の順に並べた上で、ご提出ください。

様式 1（共通）→様式 1（別紙 1）→様式 1（別紙 2）

※複数プログラムに申し込む際も、同様に、プログラムごとに上記順に並べた企画提案書を 1 セットとし、Ⅰ～Ⅲのコース順に並べ提出願います。

【企画提案書の並び順（例）】



※この場合、紙媒体（5部）については、ア～エのプログラムごとに左上ステープル、左側2穴パンチで提出する。

※様式 1（共通）はすべて同じものを提出する。

◇E-mail の場合

- ・ 下記（3）の E-mail アドレス宛てに送信する。その際、メールを送信したことを電話連絡すること。
- ・ 送信メールの件名は「（企画提案書）学校名等：DX 等成長分野を中心とした就職・転職支援のためのリカレント教育推進事業」とすること。
- ・ 電子データは「更新可能なファイル形式」及び「作成した電子データを PDF 形式へ変換（A4判、スキャナー不可）し、1つの PDF データにしたもの」の双方を提出すること。
- ・ 添付ファイル名には、学校等名を付記すること。
- ・ 提出は、1通にまとめて送信すること。ただし、ファイルを含めメール

の容量が 50MB を超える場合は、メールを分割し、件名に通し番号を付して送信すること。

- ・メール送信上の事故（未達等）について、文部科学省は一切の責任を負わない。

◇郵送の場合

- ・提案書類は、紙媒体及び更新可能なファイル形式を保存した電子記録媒体（CD-R 等）又は E-mail で提出すること。
- ・電子データは「更新可能なファイル形式」及び「作成した電子データを PDF 形式へ変換（A4 判、スキャナー不可）し、1 つの PDF データにしたもの」の双方を提出すること。
- ・郵送により提案書類を受領した際には、受領通知を E-mail で送信するため、提出書類に担当者の連絡先を記載すること。
- ・提出時の封筒には「DX 等成長分野を中心とした就職・転職支援のためのリカレント教育推進事業」と朱書きのこと。
- ・企画提案書は両面印刷とする。
- ・郵送中の事故等については、文部科学省は一切責任を負わないものとする。

(3) 提出場所及び問合せ先

〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課職業教育推進係

TEL：03-5253-4111（内線：3253）

FAX：03-6734-3281

E-mail：syokugyou@mext.go.jp

(4) 提出期限

令和 4 年 5 月 13 日（金）12 時必着

(5) その他

- ①企画提案書等は、提出期限を過ぎてからの書類の提出及び提出後の書類の差替え、訂正は認めない。また、提出された書類に不備（上記「提出書類」に記載された提出すべき書類の提出漏れや、指定した様式でない様式での提出があった場合等）がある場合、選定の対象とされないことがあるので注意すること。
- ②企画提案書等の作成費用については、選定結果にかかわらず申請者の負担とする。また、提出された企画提案書等については返却しない。

8 事業期間・事業規模

(1) 事業期間

I～III 契約締結日～令和 5 年 3 月 10 日（金）

IV 契約締結日～令和5年3月31日（金）

(2) 事業規模

コース	分野	職業訓練受講 給付金対象	事業実施委員 会(経済団体、 企業等との連 携)	労働局・ハロー ワークとの連携、 キャリアコンサル テイング	総授業時間数	定員(名)	事業規模(万円)						
(I)DX分野リテラシープログラムの 開発・実施	DX	○	○	○	120時間以上 (月60時間:2~6月) (リテラシー)	20	3,000						
						30	3,500						
						40	4,000						
						50	4,500						
						60	5,000						
		×	○	○	60時間以上 (リテラシー)	20	1,000						
						30	1,200						
						40	1,400						
						50	1,600						
						60	1,800						
(II)DX分野等リスキリングを目的と したプログラムの開発・実施	—	—	○	任意	60時間以上 (リスキル)	20	4,500						
						30	5,000						
						40	5,500						
						50	6,000						
						60	6,500						
						(III)重要分野のリカレントプログラ ムの開発・実施	グリーン、 起業、イノ ベーション 喚起	○	○	○	120時間以上 (月60時間:2~6月) (リテラシー)	20	2,500
												30	3,000
												40	3,500
												50	4,000
												60	4,500
×	○	○	60時間以上 (リテラシー)	20	1,000								
				30	1,200								
				40	1,400								
				50	1,600								
×	○	任意	60時間以上 (リスキル)	20	3,000								
				30	3,500								
				40	4,000								
				50	4,500								
				60	5,000								
その他の 重要分野	○	○	○	120時間以上 (月60時間:2~6月) (リテラシー)	20		2,000						
					30		2,500						
					40		3,000						
					50		3,500						
					60	4,000							
	×	○	○	60時間以上 (リテラシー)	20	800							
					30	1,000							
					40	1,200							
					50	1,400							
×	○	任意	60時間以上 (リスキル)	20	1,000								
				30	1,200								
				40	1,400								
				50	1,600								
				60	1,800								
(IV)プログラム実施・拠点構築の支 援・分析、横展開、その他リカレント 教育推進に向けに向けた取組	—	—	—	—	—	—	8,000						

※採択件数は審査委員会が決定する。

※定員設定については、地域・企業ニーズ等を精緻に調査把握した上で、実現可能な数値を設定すること。

※定員は20~60名を想定している。予算規模については、延べ人数で決定すること。(仮に定員20名のプログラムを2回実施する場合であれば、40名の予算規模となる。なお、延べ人数20名未満は想定しておらず、事業規模の上限は60名までとする。)

※仮に定員を下回る場合は、差額については、返納することを前提とする。(返納前提で根拠のない定員数を設定することは固く禁じます。)

※定員充足率の実績については、今後同様の事業を実施する際に、審査の参考とする。

9 選定方法等

(1) 選定方法

文部科学省総合教育政策局に設置された審査委員会において、提出された企画提案書等に基づき審査を実施する。

(2) 審査基準

別途定める「DX等成長分野を中心とした就職・転職支援のためのリカレント教育推進事業」における評価方法等について」のとおり。

(3) 選定結果の通知

審査実施後、全ての申請者に対して選定結果を通知する。

10 誓約書の提出等

- ① 本企画競争に参加を希望する者は、企画提案書の提出時に、暴力団等に該当しない旨の別添の誓約書を提出しなければならない。また、企画提案書の内容に業務を別の者に再委託する計画がある場合はその再委託先も誓約書を提出すること。
- ② 前項の誓約書を提出しない者、虚偽の誓約をした者及び誓約書に反することとなったときは、当該者の企画提案書を無効とするものとする。
- ③ 上記①及び②については、支出負担行為担当官が誓約書の提出を要しないと認める場合は適用しない。

11 契約締結

選定の後、契約予定者と契約条件を調整するものとし、調整後に提出される事業計画書を基に契約を締結するものとする。なお、契約金額については、事業計画書の内容及び審査結果を勘案して決定するので、申請者の提示する金額と必ずしも一致するものではない。また、契約条件等が合致しない場合には、契約締結を行わない場合がある。

※国の契約は、契約書を締結（契約書に契約の当事者双方が押印）したときに確定することとなるため、契約予定者として選定されたとしても、契約書締結後でなければ事業に着手できないことに十分留意すること。なお、再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分周知すること。

12 スケジュール（予定）

- (1) 公募開始：令和4年3月25日（金）
- (2) 公募説明会：令和4年4月5日（火）
- (3) 公募締切：令和4年5月13日（金）12時必着
- (4) 審査：令和4年5月中旬～令和4年5月下旬
（選定及び事業計画書の提出：令和4年5月下旬～令和4年6月中旬）
- (5) 契約締結：令和4年6月中旬以降順次（事業計画書等の確認後、順次契

約手続きを行うため、予定より遅れる可能性があります。)

(6) 契約期間：Ⅰ～Ⅲ 契約締結日～令和5年3月10日(金)

Ⅳ 契約締結日～令和5年3月31日(金)

※上記スケジュールは予定であり、変更されることがある。

※契約書締結後でなければ事業に着手できないので、企画提案書作成に当たっては、事業開始日に柔軟性を持たせた上で作成する必要があることに十分留意すること。なお、再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分周知すること。

13 その他

- ① 全ての契約先について、年度途中に業務の進捗状況の確認(必要に応じて現地調査)を行う場合があり、そのために必要な報告を求めることがある。
- ② 事業実施に当たっては、法令、委託要項・要領、契約書等を遵守し、文部科学省と十分な連絡調整を図り実施すること。
- ③ 事業終了後、5年間は必要書類を保管することとし、当該期間中においては、事業の成果や実施内容、経費の執行内容について、改めて報告を求めることや現地調査を行う場合があるので対応すること。
- ④ 公募期間中の質問・相談等については、当該者のみが有利となるような質問等については回答できない。質問等に係る重要な情報はホームページにて公開している本件の公募情報に開示する。
- ⑤ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)に基づく認定など企画提案書に記載した事項について、認定の取消しなどによって記載した内容と異なる状況になった場合は速やかに発注者に届け出ること。
- ⑥ 選定の結果、契約予定者となった場合、契約締結のため、遅滞なく以下の書類を提出いただく必要があるので、事前に準備しておくこと。なお、再委託先がある場合は、再委託先にも周知すること。
- ⑦ 本企画公募は、令和4年度予算の成立を前提に行うものであり、予算の成立状況によっては、実施方法や経費、スケジュール等を変更する場合がある。

◇契約締結に当たり必要となる書類

- ・事業計画書(委託要項様式2)

(再委託を行う場合は、委託要項様式2(共通)「5 再委託に関する事項」に必要事項を記入すること)

- ・委託業務経費(再委託に係るものを含む。)の積算根拠資料(謝金単価表、旅費支給規程、見積書など)

- ・別紙（銀行口座情報）（文部科学省指定様式）

誓 約 書

当法人は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。
この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

令和 年 月 日
住所（又は所在地）
法人名及び代表者名

※ 個人の場合は生年月日を記載すること。

※ 法人の場合は役員の氏名及び生年月日が明らかとなる資料を添付すること。提出する添付資料は複数の資料の組合せでも可。また、申請大学等の代表者が証明した証明書を添付することでも差し支えありません。（質疑応答集参照）

(担当)

役職・担当者名：

連絡先：

メールアドレス：

再委託について

※本様式は、該当がある場合のみ作成すること。

事業名			
再委託先	企業名又は法人名		
	住 所		
協働機関 (再委託先が、連携 する大学等を設置す る法人の場合に記 載)	学校名		
	住 所		
再委託の必要性			
再委託を行う業務内容			
所要額	円		
内 訳	経費額		経費積算
	設備備品費	円	
	人件費	円	
	事業費	円	
	諸謝金	円	
	旅費	円	
	借損料	円	
	消耗品費	円	
	会議費	円	

文部科学省総合教育政策局長 殿

所在地
 法人名
 (学校名)
 代表者職名
 代表者名

令和3年度「DX等成長分野を中心とした就職・転職支援のためのリカレント教育推進事業」について、企画競争への参加を表明します。

コース	分野	職業訓練受講給付金対象	総授業時間数	定員(名)	参加(○)	分野(詳細に記載)
(I) DX分野リテラシープログラムの開発・実施	DX	○	120時間以上 (月60時間:2~6月) (リテラシー)	20		
				30		
				40		
				50		
		×	60時間以上 (リテラシー)	20		
				30		
				40		
				50		
(II) DX分野等リスキリングを目的としたプログラムの開発・実施	—	60時間以上 (リスキル)	20			
			30			
			40			
			50			
(III) 重要分野のリカレントプログラムの開発・実施	グリーン、起業、イノベーション喚起	○	120時間以上 (月60時間:2~6月) (リテラシー)	20		
				30		
				40		
				50		
		×	60時間以上 (リテラシー)	20		
				30		
				40		
				50		
	その他の分野	○	120時間以上 (月60時間:2~6月) (リテラシー)	20		
				30		
				40		
				50		
		×	60時間以上 (リテラシー)	20		
				30		
				40		
				50		
(IV) プログラム実施・拠点構築の支援・分析、横展開、その他リカレント教育推進に向けた取組				20		
				30		
				40		
				50		

<連絡担当者>

所属・役職	
氏名	
TEL	
E-mail	

		通信運搬費	円	
		雑役務費	円	
		保険料	円	
		消費税相当額	円	
		一般管理費	円	
		合計	円	

DX 等成長分野を中心とした就職・転職支援のためのリカレント教育推進事業
受託者による職業訓練受講給付金関連業務について

DX 等成長分野を中心とした就職・転職支援のためのリカレント教育推進事業受託者による、求職者支援制度の職業訓練受講給付金関連業務については、以下のとおりである。

1. 受託者は、リカレント教育プログラム受講希望者の、「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成 23 年法律第 47 号）（以下「法」という。）」第 7 条に定める職業訓練受講給付金（以下「給付金」という。）の受給希望の有無の把握のために、受託者へ公共職業安定所（ハローワーク）を經由せず直接申し込みがあった者に対して速やかに、別添リーフレット『求職者支援制度のご案内』（下記 10.（1））を手交すること。

なお、新型コロナウイルス感染症による雇用への影響が長期化し雇用情勢に厳しさがみられる中で、求職者支援制度の特例等を設けることとした（令和 4 年 3 月 31 日までの特例措置）。本特例等に関するリーフレット（下記 10.（2））を合わせて手交すること。

2. 受託者は、リカレント教育プログラム受講希望者に給付金の受給希望があることを把握した時点で、速やかに公共職業安定所（以下「安定所」という。）に誘導すること。
3. 受託者は、法第 12 条に定める支援指示を受け、給付金の受給対象となった受講者について、給付金の支給申請時に、安定所が「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則（以下「省令」という。）」第 11 条第 1 項第 6 号に定める出席要件を満たしているか確認するため、プログラムへの出席確認を行う。当該出席確認については、別添省令様式第 3 号（様式 E-1）「職業訓練受講給付金支給申請書」（裏面）によって行うこと。記載方法については、別添『求職者支援制度・訓練受講者のしおり』15 ページの記載例を参考にすること。
4. 受託者の行うリカレント教育プログラムについて、ハローワークシステムに登録する必要があることから、受託者は、カリキュラムの策定の都度、別添（様式 E-2）「訓練等情報報告書」、（別紙 1）「訓練実施機関情報」、（別紙 2）「訓練実施施設・会場情報」及び（別紙 3）「訓練コース情報」を厚生労働省

を通じ、都道府県労働局に提出すること。（受託者は厚生労働省提出書類の写しを文部科学省にも送付すること。）

5. 受託者は、「訓練コース番号」及び「給付金の受給対象者となった受講者」について、受託者の行う訓練コースごとに作成される別添（様式E-3）「職業訓練受講給付金の受給対象者である受講者報告書」及び（別紙）「職業訓練受講給付金の受給対象者である受講者一覧」により、都道府県労働局から通知を受けること。
6. 支援指示を受け、給付金の受給対象者となった受講者について、受講辞退や中途退校が生じた場合には、受託者は、指定する都道府県労働局に報告する。報告は別添（様式E-4）「中途退校者報告書」及び（様式E-5）「辞退者報告書」により行うこと。
7. 支援指示を受け、給付金の受給対象者となった受講者について、法第12条第3項により支援指示を取り消された場合には、受託者は、別添（様式E-6）「就職支援措置指示取消者報告書」にて指定する都道府県労働局から報告を受けること。
8. 受託者は、給付金の受給対象者となった受講者について、別添（様式E-7）「就職状況報告書」を安定所に提出するよう指導すること。
9. 給付金の受給対象者となった受講者については、省令第17条に定める安定所の長の指定する日に当該安定所に出頭する必要があることから、受託者は、カリキュラム上の配慮を行うこと。
10. 本業務で使用する様式等は、以下のとおりである。なお、様式等には今後改正が行われる可能性がある。
 - (1) リーフレット『求職者支援制度のご案内』
 - (2) 『求職者支援制度・訓練受講のしおり』
 - (3) リーフレット『職業訓練受講給付金の特例措置について』
 - (4) (様式E-1) 省令様式第3号「職業訓練受講給付金支給申請書」
 - (5) (様式E-2) 「訓練等情報報告書」
 - (6) (別紙1) 「訓練実施機関情報」
 - (7) (別紙2) 「訓練実施施設・会場情報」
 - (8) (別紙3) 「訓練コース情報」

- (9) (様式 E-3) 「職業訓練受講給付金の受給対象者である受講者報告書」
- (10) (別紙) 「職業訓練受講給付金の受給対象者である受講者一覧」
- (11) (様式 E-4) 「中途退校者報告書」
- (12) (様式 E-5) 「辞退者報告書」
- (13) (様式 E-6) 「就職支援措置指示取消者報告書」
- (14) (様式 E-7) 「就職状況報告書」

11. 受託者は、上記 10. で定める様式等の他、給付金の支給等に必要な書類や情報の提供について、安定所の求めに応じて行うこと。

再就職、転職、スキルアップを目指す皆さまへ

求職者支援制度のご案内

月10万円
給付金

+

無料の
職業訓練

+

就職
サポート

■ 求職者支援制度とは？

- 求職者支援制度は、再就職、転職、スキルアップ^(*)を目指す方が、月10万円の生活支援の給付金を受給しながら、無料の職業訓練を受講する制度です
- 訓練開始前から、訓練期間中、訓練終了後まで、ハローワークが求職活動をサポートします
- 離職して雇用保険を受給できない方、収入が一定額以下の在職者の方が、給付金を受給しながら訓練を受講できます
- 給付金の支給要件を満たさない場合も、無料の職業訓練を受講できます（テキスト代などは自己負担）

* 令和4年3月末まで特例として、転職せずに働きながらスキルアップを目指す方も対象としています

■ 主な対象者の方は？

給付金を受けて訓練を受講する方

離職者	雇用保険の適用がなかった離職者の方 フリーランス・自営業を廃業した方 雇用保険の受給が終了した方など
在職者	一定額以下の収入のパートタイムで働きながら、正社員への転職や社内で正社員転換を目指す方など

給付金を受けずに訓練を受講する方（無料の訓練のみ受講する方）

離職者	親や配偶者と同居していて一定の世帯収入がある方など （親と同居している学卒未就職の方など）
在職者	働いていて一定の収入のある方など（フリーランスで働きながら、正社員への転職を目指す方など）

■ 制度活用の主な要件

(訓練受講の要件)

- ハローワークに求職の申込みをしていること
- 雇用保険被保険者や雇用保険受給資格者でないこと
- 労働の意思と能力があること
- 職業訓練などの支援を行う必要があるとハローワークが認めたこと

(給付金の支給要件)

- 本人収入が月8万円以下 **[シフト制で働く方などは月12万円以下]** (*)
- **世帯全体の収入が月40万円以下**(*)
- 世帯全体の金融資産が300万円以下
- 現在住んでいるところ以外に土地・建物を所有していない
- **訓練の8割以上に出席する**(*)
(病気や仕事など以外の理由で訓練を欠席した場合、給付金を日割りで支給します)
- 世帯の中で同時にこの給付金を受給して訓練を受けている者がいない
- 過去3年以内に、偽りその他不正の行為により、特定の給付金の支給を受けていない

* 令和4年3月末までの特例

■ 主な訓練コース (求職者支援訓練)

基礎	ビジネスパソコン科、オフィスワーク科など
I T	WEBアプリ開発科、Android/JAVAプログラマ育成科など
営業・販売・事務	OA経理事務科、営業販売科など
医療事務	医療・介護事務科、調剤事務科など
介護福祉	介護職員実務者研修科、保育スタッフ養成科など
デザイン	広告・DTPクリエイター科、WEBデザイナー科など
その他	3次元CAD活用科、ネイリスト養成科など

- 訓練期間は2か月から6か月
[シフト制の在職者などを対象とするコースは2週間から] (令和4年3月末までの特例)
- 上記の訓練のほか、訓練期間がより長い公共職業訓練 (最長2年) も受講できます

[修了者の声]



介護職が初めてで不安もありましたが、経験豊富な講師の授業により理解が深まり、介護職として働く意欲が高まりました

簿記の資格を取得でき、就職先も決まりました。面接や履歴書の作成指導のおかげで就職活動に意欲的に取り組めました

給付金をもらったので、生活の心配をせずに訓練に集中できました

コース検索



求職者支援制度の申し込みは、ハローワークで受け付けています
まずは、住所地を管轄するハローワークにご相談ください

[所在地・連絡先]



[制度の詳細]



[制度の紹介動画]



求職者支援制度・訓練受講のしおり

— 就職支援計画書の交付を受ける方へ —

受講者番号	
氏名(フリガナ)	(フリガナ)
訓練実施施設名・訓練科名	科
訓練番号	5 — — — —
訓練期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
就職支援期間	(訓練開始日) (訓練終了後3回目の指定来所日) 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

★ このしおりは、「就職支援計画書」の交付を受けて求職者支援制度で職業訓練を受講する方のために、これから必要となる重要な手続きなどをまとめたものです。

★ このしおりに書いていないこともありますので、わからないことはご自分で判断せず、ハローワークにお尋ねください。



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

I 求職者支援制度の概要

求職者支援制度とは	1
特定求職者の義務	2
求職者支援制度で受講できる職業訓練（求職者支援訓練）	2
就職支援計画と支援指示	3
支援期間のイメージと支給単位期間	3
記載例：就職支援計画書（就職に向けた活動計画）	5

II 支援の流れと留意事項

図：訓練開始後の支援の流れ（例）	6
訓練初日	7
訓練受講中	7
指定来所日	7
訓練修了後	8

III 職業訓練受講給付金

職業訓練受講給付金とは	9
受給手続きの概要	10
ステップ1 事前審査	11
ステップ2 支給申請	12
職業訓練受講給付金支給申請書⑩欄の記載方法	13
記載例：職業訓練受講給付金支給申請書	14
職業訓練受講給付金の不支給・不正受給	16
やむを得ない理由	16
求職者支援制度以外の給付・融資制度との関係	19

IV 求職者支援制度の手続き、こんな時どうする？

Q 1 訓練を欠席・遅刻・欠課・早退する時はどうしたらよいですか？	20
Q 2 指定来所日に行けない時はどうしたらよいですか？	20
Q 3 就職が決まった時はどのような手続きが必要ですか？	21
Q 4 就職以外の理由で訓練を中途退校する場合は？	21
Q 5 給付金を受給しています。世帯の人数、収入や資産に変更があった時はどうしたらよいですか？	21
Q 6 現在は給付金を受給していません。最近収入が減ったのですが、給付金を受給できますか？	22
Q 7 雇用保険の失業等給付を受給しながら訓練を受けていますが、まもなく支給終了になります。給付金を受給できますか？	22
Q 8 住所、氏名、振込先などを変更する（した）場合の手続きは？	22
Q 9 訓練機関への通所経路を変更する（した）場合の手続きは？	22

求職者支援資金融資のご案内	23
---------------	----

1 求職者支援制度の概要

■ 求職者支援制度とは

「求職者支援制度」とは、雇用保険を受給できない求職者の方が、職業訓練によるスキルアップを通じて早期就職を実現するために、国が支援する制度です。

- 再就職に必要なスキルを身に付けるための**職業訓練を受講**できます。
- 訓練期間中も訓練修了後も、ハローワークが**積極的に就職支援**します。
- 一定要件を満たす方に、訓練期間中、**職業訓練受講給付金(月 10 万円 + 通所手当 + 寄宿手当)**を支給します。



求職者支援制度の支援の対象となる方を「**特定求職者**」といいます。

支援の対象となる方は、例えば次のような方です。

雇用保険に加入できなかった方

雇用保険の失業給付（基本手当）を受給中に再就職できないまま支給終了した方

雇用保険の加入期間が足りずに失業給付を受けられない方

自営業を廃業した方

就職が決まらないまま学校を卒業した方 など

※ 雇用保険の失業等給付（基本手当）の受給資格がある方であっても、ハローワーク所長が支援の必要性を認める場合、「特定求職者に準ずる者」として求職者支援訓練を受講できる場合があります(ただし、雇用保険の失業等給付（基本手当）の受給資格がある間は職業訓練受講給付金を受給できません)。

■ 特定求職者の義務

「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律」(平成23年法律第47号)第13条第2項に、「前条第1項の規定による指示を受けた特定求職者は、その就職支援措置の実施に当たる職員の指導又は指示に従うとともに、自ら進んで、速やかに職業に就くように努めなければならない」と定められています。



求職者支援制度は、熱心に職業訓練を受け、より安定した就職を目指して求職活動を行う人のための制度です。

(訓練の欠席や就職支援拒否について →P16 など)

■ 求職者支援制度で受講できる職業訓練（求職者支援訓練）

求職者支援訓練には、次の2つのコースがあります。

基礎コース : 社会人としての基礎的能力及び短時間で習得できる技能等を習得する訓練。
実践コース : 就職希望職種における職務遂行のための実践的な技能等を習得する訓練。

- 訓練期間は1コース **2～6か月**です。
- **民間教育訓練機関**が厚生労働大臣の認定を受けた職業訓練を実施します。
- 開講予定の具体的なコース情報は、ハローワークインターネットサービス (<https://www.hellowork.mhlw.go.jp/>) から検索することができます。
- 原則として**受講料は無料**、テキスト代などは自己負担です。
- 全ての訓練実施日に出席しなければなりません。全訓練期間を通じて訓練への**出席率が8割**に満たない場合など、一定の場合には退校処分を受けることがあります。
 → 「全ての訓練実施日」には、訓練カリキュラムに記載された学科・実技等に限らず、入校式、修了式、キャリアコンサルティングや訓練実施施設による就職支援等（本人の希望による計画外のものを除きます）を行う日も含まれます。
- 訓練実施施設において、ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングなどの就職支援を行います。
- 応募者数が定員の半数に満たない場合、予定されていた訓練が中止されることがあります。

※ 職業訓練受講給付金の支給要件（→P9）を満たす方は、都道府県や（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構が実施する「公共職業訓練」を受講することもできます。

※ 原則として職業訓練の連続受講（一つの訓練を修了し、1年を経過する前に次の訓練を受講することをいいます。）はできませんが、ハローワークが必要性を認める場合、「求職者支援訓練の基礎コース→求職者支援訓練の実践コースまたは公共職業訓練」の組み合わせであれば、連続受講することができます。

■ 就職支援計画と支援指示

- 「**就職支援計画書**」は、ハローワークが支援期間を通じて積極的な就職支援を行うためのプラン表（記録表）で、とても大切な書類です（記載例 →P5）。
- ハローワークが就職支援計画書を交付することを「**支援指示**」といい、支援指示がなければ、訓練を受講することも職業訓練受講給付金を受給することもできません（職業訓練受講給付金を受給するためには、支援指示を受けた上で、一定の支給要件を満たす必要があります→P9）。
- 求職者支援制度の支援期間中にハローワークへ来所する際や訓練実施施設に通所する際には、就職支援計画書を必ず持参し、ハローワークや訓練実施施設の求めに応じて提示してください。
- 就職支援計画書のコピーを受講初日のオリエンテーション等の機会に訓練実施施設に提出してください。

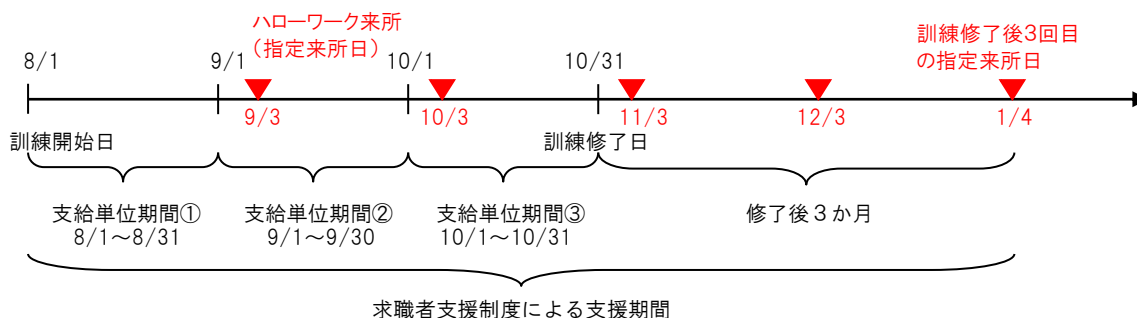
■ 支援期間のイメージと支給単位期間

求職者支援制度では、求職者の方の早期就職を実現するため、**訓練開始前から訓練期間中、訓練修了後まで、ハローワークが一貫した支援**を行います。

	【訓練開始前】	⇒	【訓練期間中】	⇒	【訓練修了後】
求職者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 求職申込み ・ 訓練受講の相談 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 熱心な訓練受講 ・ 指定来所日にハローワーク来所 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 就職に向けた積極的な求職活動 ・ 指定来所日にハローワーク来所
ハローワーク等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就職可能性を高める訓練コースの選定 ・ 就職支援計画書の交付（支援指示） ・ 指定来所日と適切な求職活動の設定（以後、1か月ごと） 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 訓練実施施設によるキャリアコンサルティングなど就職支援（ジョブ・カードの作成支援を含む） ・ ハローワークによる職業相談 ・ 職業訓練受講給付金の支給（該当者のみ） 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 担当者制も含めたきめ細かな就職支援 ・ ジョブ・カード（写）の提出、受講者アンケートの回収 ・ ジョブ・カードを活用した就職支援

- 求職者支援制度の支援期間は、就職支援計画書の交付（支援指示）から始まり、訓練修了後3か月まで継続します。
- 支援期間は、原則として訓練開始日を起算日として1か月ごとに区切られており、区切られた個々の期間を「**支給単位期間**」といいます。職業訓練受講給付金の受給の有無にかかわらず、支給単位期間ごとのサイクルで求職者支援制度の各種支援を行います。
- 支給単位期間が一つ終わるごとに、ハローワークが指定した日（指定来所日 →P7）にハローワークにて職業相談を行います。

【例】 訓練期間が 8 月 1 日～10 月 31 日の場合



(表) 上記例示の訓練期間と指定来所日の関係は以下のとおりとなります。

支給単位期間 (例)	指定来所日 (例)
8 月 1 日～ 8 月 31 日	9 月 3 日
9 月 1 日～ 9 月 30 日	10 月 3 日
10 月 1 日～10 月 31 日	11 月 3 日
11 月 1 日～11 月 30 日	12 月 3 日
12 月 1 日～12 月 31 日	1 月 4 日

- * 指定来所日は、受講する訓練により異なりますので、必ずハローワークの指示に従ってください。
- * 訓練修了後 3 か月間（訓練修了後 3 回目の指定来所日まで）は、求職者支援制度による支援が継続しますので、就職先が決まっていない場合は、引き続き、月に一度、指定来所日にハローワークに来所して就職に向けた職業相談を行います。

就職支援計画書(就職に向けた活動計画)の記載例

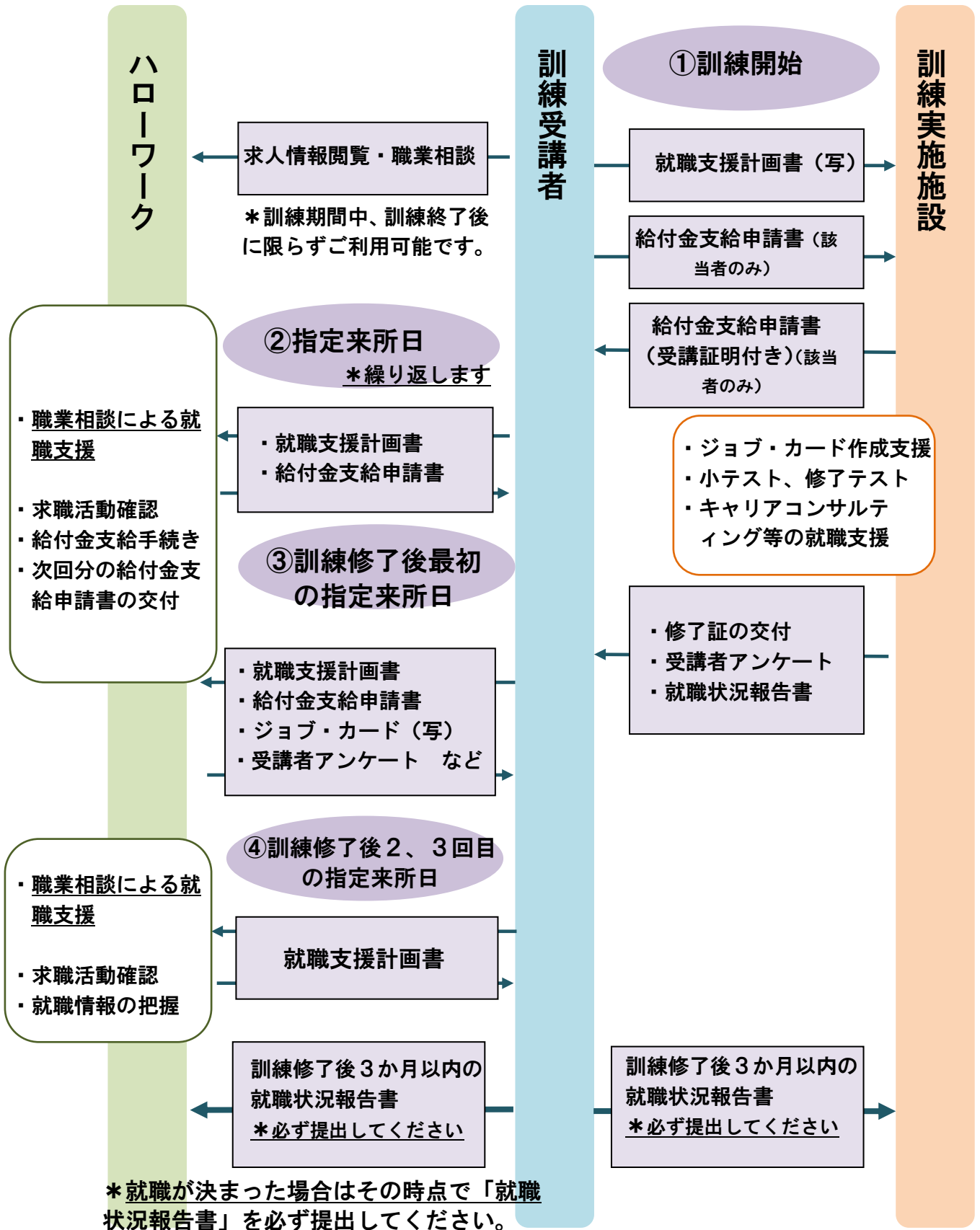
就職に向けた活動計画														
来所日	公共職業安定所又は地方運輸局による計画		あなたの求職活動記録											
<p>【第1回】</p> <p>令和元年5月17日</p> <p>～</p> <p>令和元年6月24日</p> <p>公共職業安定所又は地方運輸局確認印</p> <p>受理 2019.6.24 ハローワーク〇〇</p>	<p>令和元年5月17日</p> <p>① 公共職業安定所又は地方運輸局での職業相談</p> <p>② セミナーの受講</p> <p>③ 応募求人を選定(求人情報の検索)</p> <p>④ 求人への応募</p> <p>⑤</p> <p>⑥ 「あなたの求職活動記録」欄は、対象期間に行った求職活動の実績を記載してください。</p> <p>⑦</p> <p>第1回計画</p> <p>作成者 田中</p> <p>作成日 令和元年5月14日</p> <p>公共職業安定所又は地方運輸局追記欄</p>	<p>1.5.24 ハローワーク〇〇で求人情報閲覧</p> <p>1.5.30 欠席(体調不良のため)</p> <p>公共職業安定所又は地方運輸局確認欄</p> <p>1.5.24 求人情報閲覧—ハローワーク</p> <p>給付金の支給申請を行わない方は、欠席した日付とその理由を記入してください。なお、全受講日に出席した場合は「すべて出席」と記入してください。</p> <p>欠席</p>												
<p>【第2回】</p> <p>令和元年6月17日</p> <p>～</p> <p>令和元年7月23日</p> <p>公共職業安定所又は地方運輸局確認印</p> <p>受理 2019.7.23 ハローワーク〇〇</p>	<p>令和元年6月17日</p> <p>① 公共職業安定所又は地方運輸局での職業相談</p> <p>② セミナーの受講</p> <p>自己分析セミナー</p> <p>③ 応募求人を選定(求人情報の検索)</p> <p>④ 求人への応募</p> <p>⑤ 就職面接会への参加</p> <p>⑥ 連続受講する訓練の選定</p> <p>⑦ その他</p> <p>第2回計画</p> <p>作成者 林</p> <p>作成日 令和元年6月24日</p> <p>対象期間中にハローワークで求職活動を行った場合には、活動を行ったハローワークから確認印を受けてください。</p>	<p>1.6.26 求人情報閲覧—相談ハローワーク〇</p> <p>1.7.4 ハローワーク〇〇自己分析セミナー</p> <p>公共職業安定所又は地方運輸局確認欄</p> <p>1.6.26 求人情報閲覧—職業相談 ハローワーク〇〇</p> <p>1.7.4 ハローワーク〇〇自己分析セミナー</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>拒否</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>欠席</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		A	B	C	拒否				欠席			
	A	B	C											
拒否														
欠席														
<p>【第3回】</p> <p>令和元年7月17日</p> <p>～</p> <p>令和元年8月22日</p> <p>公共職業安定所又は地方運輸局確認印</p> <p>受理 2019.8.22 ハローワーク〇〇</p>	<p>令和元年7月17日</p> <p>① 公共職業安定所又は地方運輸局での職業相談</p> <p>② セミナーの受講</p> <p>③ 応募求人を選定(求人情報の検索)</p> <p>④ 求人への応募</p> <p>⑤ 就職面接会への参加</p> <p>⑥ 連続受講する訓練の選定</p> <p>⑦ その他</p> <p>第3回計画</p> <p>作成者 鈴木</p> <p>作成日 令和元年7月23日</p> <p>公共職業安定所又は地方運輸局追記欄</p> <p>就職面接会への参加(1.7.26)</p>	<p>1.7.26 就職面接会に参加</p> <p>1.7.31 △△商事へ履歴書送付</p> <p>1.8.5 履歴書選考通過</p> <p>1.8.8 面接</p> <p>公共職業安定所又は地方運輸局確認欄</p> <p>1.7.26 就職面接会に参加</p> <p>「公共職業安定所又は地方運輸局追記欄」に記載されているものは、必須の求職活動となりますので、これを行わなかった場合には、就職支援拒否に該当します。(P16参照)</p>												

- 注 意
- この計画書は、原則として住所又は居所を管轄する公共職業安定所又は地方運輸局の長に、必ず本人が提出してください。
 - この計画書は、就職支援期間(訓練終了後3ヶ月間)が終了するまで大切に保管してください。
 - この計画書を滅失したり、損傷したりしたときは、速やかにこの計画書の交付を受けた公共職業安定所又は地方運輸局の長に申し出て再交付を受けてください。
 - 「あなたの求職活動記録」欄には、求職活動を行う都度、求職活動日、内容やその結果を記入してください(訓練実施機関が行う就職指導を受けた場合についても記入してください)。なお、公共職業安定所又は地方運輸局において、職業相談、セミナーの受講、求人情報の検索をしたときや就職面接会に参加したときには、必ずこの計画書を公共職業安定所又は地方運輸局に持参し、確認を受けてください。
 - 就職した場合や退校した場合には、必ずこの計画書の交付を受けた公共職業安定所又は地方運輸局に報告してください。

II 支援の流れと留意事項

(例) 訓練開始後の支援の流れ

支援の流れと留意事項



■ 訓練初日

- 訓練コースの案内に記載された時間、場所、持ち物などをご確認ください。
- 訓練初日に、就職支援計画書のコピーを訓練実施施設に提出する必要があります。あらかじめご自身でコピーを取っておいてください。

■ 訓練受講中

- 訓練期間中は、欠席することなく、熱心に訓練を受講してください。
- 就職支援計画書（→P5）に、次回の指定来所日までに行うべき求職活動が記載されますので、適切に実施してください。
- 就職支援計画書の「公共職業安定所又は地方運輸局追記欄」に記載された内容は、次回指定来所日までに行うべき**「必須事項」**です。これを行わない場合、就職支援拒否（→P16）とみなされますので、ご注意ください。
- ハローワークで求人情報検索や職業相談を行った時は、必ず就職支援計画書（→P5）にハローワークの確認印を受けてください。
- どのハローワークでも求人情報検索や職業相談を行うことができます。

【職業訓練受講給付金を受給する方は】

- あらかじめハローワークから「職業訓練受講給付金支給申請書」（→P14）をお渡ししています。これに訓練実施施設による受講証明（出欠証明）を受けてください。受講証明を受ける手続きは、訓練実施施設の指示に従ってください。
- 訓練実施施設による受講証明がないと職業訓練受講給付金を受給できません。
- 職業訓練受講給付金の受給手続きなど詳細は、9～19ページをご覧ください。

■ 指定来所日

- 月に一度、あらかじめ指定された**「指定来所日」**にハローワークに来所して職業相談を行ってください。指定来所日の日付は就職支援計画書に記載されています。
- 就職支援計画書を必ず持参してください。
- 求職者支援訓練では、原則、カリキュラム上訓練のない日に指定来所日が設定されますが、公共職業訓練を受講する方は、指定来所日が訓練日にあたる場合もあります。この場合はハローワークへの来所が優先されます。
- 雇用保険受給者の方は、雇用保険の失業認定日を変更し、指定来所日と同じ日にすることがある場合があります。

【職業訓練受講給付金を受給する方は】

- 指定来所日当日は、職業相談を終えてから、職業訓練受講給付金の受給手続きを行ってください。
- 詳しくは、受給手続きのページ（→P10）をご覧ください。

■ 訓練修了後

- 訓練修了後3か月間（訓練修了後3回目の指定来所日まで）は求職者支援制度による支援が継続しますので、就職先が決まっていない方は、引き続き、月に一度、指定来所日にハローワークに来所して就職に向けた職業相談を行ってください。
- 訓練期間中や訓練修了後に就職する（した）方は、ハローワークと訓練実施施設に対し、必ず「就職状況報告書」を提出してください（→P21）。
- 訓練修了後3ヶ月を経過する前に就職が決まった場合はその時点で「就職状況報告書」を必ずご提出ください。

※ 訓練修了後3か月以内に提出する「就職状況報告書」は、訓練の修了証を交付された方について、就職した方もしていない方も、必ず提出する必要があります（「就職状況報告書」はそれぞれの提出先において配布しますので、詳細は訓練実施施設またはハローワークにお尋ねください）。

Ⅲ 職業訓練受講給付金

■ 職業訓練受講給付金とは

- ハローワークの支援指示を受けて求職者支援訓練または公共職業訓練を受講する特定求職者の方が、以下の一定の支給要件を満たす場合に「**職業訓練受講給付金**」を受給できます。
- 職業訓練受講給付金は「職業訓練受講手当」と「通所手当」、「寄宿手当（※該当者のみ）」がセットになっており、通所手当のみ、寄宿手当のみが支給されることはありません。また、受給手続きは同時に行います。
- 以下の一定の支給要件は、支給単位期間ごとに満たす必要があります。
- 過去に職業訓練受講給付金を受給したことがある方は、原則として、前回の受給から6年以上経過していることが必要です。

職業訓練受講手当 : 月額 10 万円

通所手当 : 訓練実施施設までの通所経路に応じた所定の額（上限あり）

寄宿手当 : 月額 10,700 円

※ 支給単位期間における訓練期間（支給単位期間（→P3）における日数）が28日未満の場合は、支給額を別途算定します。

※ 通所手当は、最も経済的かつ合理的と認められる通常の通所経路・方法による運賃または料金の額となります。

※ 寄宿手当は、訓練を受けるため同居の配偶者などと別居して寄宿する場合で、その必要性をハローワークが認めた方が対象となります。

【職業訓練受講給付金の支給要件】

- 1 本人の収入が月8万円以下（※1）
- 2 世帯全体の収入が月25万円以下（※1、2）
- 3 世帯全体の金融資産が300万円以下（※2）
- 4 現在住んでいるところ以外に土地・建物を所有していない
- 5 全ての訓練実施日に出席している（※3）
（やむを得ない理由がある場合でも、支給単位期間ごとに8割以上出席している）
- 6 同世帯の中に同時にこの給付金を受給して訓練を受けている人がいない（※2）
- 7 過去3年以内に、偽りその他不正の行為により、特定の給付金の支給を受けたことがない

「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則」

（平成23年厚生労働省令第93号）第11項第1項に規定。

※1 「収入」とは、税引前の給与（賞与含）、事業収入、役員報酬、不動産賃貸収入、各種年金、仕送り、養育費（客観的な書類により、子の養育という特定の用途目的のために支給されていることが確認できる場合を除く）その他全般の収入を指します。手取り額の収入ではありませんのでご注意ください（一部算定対象外の収入もあります）。

※2 「世帯」とは、本人のほか、同居または生計を一つにする別居の配偶者、子、父母が該当します（内縁の関係にある者は「配偶者」とみなします。内縁の関係にあるか否かの確認は、住民票謄本の続柄等の「夫（未届）」等の記載によって確認します。）。

※3 「出席」とは、訓練実施日に全てのカリキュラムに出席していることをいいます。ただし、やむを得ない理由により訓練に遅刻・欠課・早退した場合で、1実施日における訓練の2分の1以上に相当する部分を受講したものについては、1/2日出席として取り扱います（支給単位期間ごとの出席日数計に端数が生じた場合は切り捨てたうえで算定します）。

■ 受給手続きの概要

- 職業訓練受講給付金の受給手続きは次の1、2のステップで行います。いずれの手続きも、受講者本人がハローワークにて行います。

● ステップ1 事前審査

(支給申請の事前または同時に、原則として一度行う)

- ・ 出席要件を除く支給要件を満たしているか、あらかじめ審査します。
- ・ 世帯、収入、資産などに関する確認資料を提出する必要があります。

事前審査は支給申請より前または同時

● ステップ2 支給申請

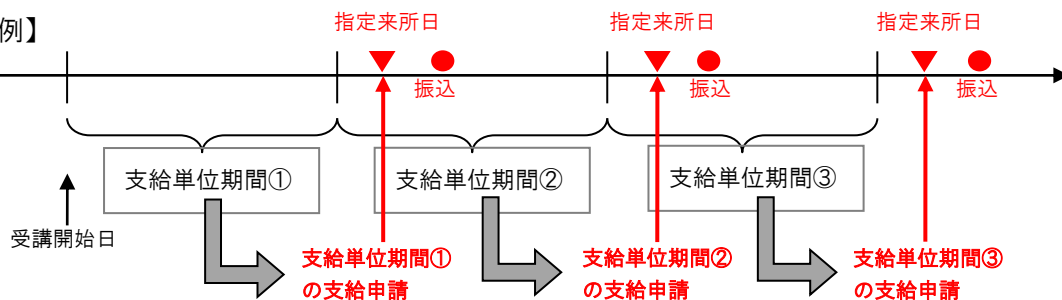
(支給単位期間が終了するごとの指定来所日に(月1回)、職業相談の後に行う)

- ・ 以下を確認します。
 - ① 支給申請書は、訓練実施施設により証明(出欠の受講証明)されているか。
 - ② 出席要件を満たしているか。
 - ③ 事前審査で確認した支給要件について、支給を受けようとする支給単位期間においても引き続き満たしているか。
- ・ 世帯、収入、資産などに関する確認資料が必要となる場合もあります。

1か月ごとに繰り返し

- 支給申請の内容に基づき、ハローワークが支給決定または不支給決定を行います(確認事項がある場合、支給決定または不支給決定までに日数を要することがあります)。
- 支給決定後、通常、1週間から10日程度後に、あらかじめ届け出た金融機関の口座に職業訓練受講給付金(職業訓練受講手当、通所手当、寄宿手当の合計額)が振り込まれます。
- 初回の支給申請日は、原則として受講開始後2か月目のハローワークが指定する日(指定来所日)です。

【例】



■ ステップ1 事前審査

- 事前審査の手続きに当たっては、マイナンバーを利用した情報照会が行うことができない場合を除き、実際にお住まいの住所と一致する住民票の提出が必要です。
- 事前審査の申請は、支給申請の前または同時に行う必要があります（支給申請のみを先に行うことはできません）。
- 最も早いタイミングとしては、訓練の受講申込みと同時に事前審査を申請することができます。受講申込み以降、いつでも事前審査の申請を行うことができますが、職業訓練受講給付金の支給申請には期限がありますので、事前審査の申請が遅れることにより職業訓練受講給付金の支給開始が遅れるまたは受給できなくなることがあります。

【事前審査の必要書類】

〔所定の提出書類〕

- 受講申込・事前審査書（安定所提出用）
- 職業訓練受講給付金要件申告書
- 職業訓練受講給付金通所届
- 個人番号の情報連携による地方税関係情報の情報照会に係る同意書
 - ※ 用紙はハローワークで交付します。
 - ※ 訓練の受講申込みを同時に行う方は、このほか、顔写真(縦4cm×横3cm)を貼付した「受講申込書」も必要です。
 - ※ 個人番号の情報連携による地方税関係情報の情報照会に係る同意書については、希望する場合のみ提出することとなります。

〔番号確認書類〕

- 以下のいずれか1点

- ・ マイナンバーカード
- ・ 通知カード
- ・ マイナンバーが記載された住民票の写し（住民票記載事項証明書）

〔身元（実在）確認書類〕

- 以下のいずれか1点

- ・ マイナンバーカード
- ・ a または b
 - a 以下の書類のいずれか一つ
 - ・ 運転免許証 ・ 運転経歴証明書 ・ 旅券
 - ・ 身体障害者手帳 ・ 精神障害者保健福祉手帳 ・ 療育手帳
 - ・ 在留カード ・ 特別永住者証明書 など
 - b aがない場合は以下の書類から2つ以上
 - ・ 公的医療保険の被保険者証 ・ 年金手帳 ・ 児童扶養手当証書
 - ・ 特別児童扶養手当証書 など

〔支給要件に関する確認書類〕（支給要件 → P9）

- 直近3か月以内に交付を受けた住民票の写し（世帯全員の記載があるもの）、または住

民票記載事項証明書（世帯の構成および続柄の記載のあるもの）

→ 原則として、マイナンバーを利用した情報照会により提出を省略することができます。

- 申請者本人の、事前審査申請日の前月に得た収入を証明する書類
 - 賃金明細書、（無収入の場合は）預貯金通帳 等
- ※本人または世帯員が公的年金・特別障害給付金・年金生活者支援給付金の受給者である場合は、マイナンバーを利用した情報照会により提出を省略することができます。
- すべての世帯員（同居または生計を一つにする別居の配偶者・子・父母。ただし、未成年かつ就学中の子を除きます）の事前審査申請日の前月の収入を証明する書類。
 - 賃金明細書、（無収入の場合は）預貯金通帳 等（もしくは、源泉徴収票、確定申告書の控、市区町村が発行する所得証明書（額面の記載必須）、（無収入の場合は）市区町村が発行する無収入証明書または非課税証明書（額面の記載必須） 等）
- 本人およびすべての世帯員（同居または生計を一つにする別居の配偶者・子・父母）が保有する、事前審査申請日の残高が50万円以上であるすべての預貯金通帳（本人以外の分は写しで可）または残高証明（いずれも事前審査申請日1か月以内に発行されたもの）
- 未成年かつ就学中の子がいる場合は、その子が就学中であることを証明する書類（ただし、義務教育以下の子の場合は不要）
 - 在校証明書、生徒手帳、学生証 等
- 職業訓練受講給付金の振込先となる金融機関の通帳の写し（氏名および口座番号の記載ページ）
- その他、ハローワークが求める書類

- 申請者の状況によって、これら以外の書類の提出を求めることもあります。
- ある時点で支給要件を満たさなくても、その後の状況変化により支給要件を満たすようになれば、任意の時点で事前審査を申請することが可能です。
- 事前審査についてわからないことは、ハローワーク窓口にお尋ねください。

■ ステップ2 支給申請

- 職業訓練受講給付金は支給単位期間が終了した日の翌日から2年を経過するまでの間は支給を受ける権利がありますが、支給申請は支給単位期間終了後にハローワークが指定する月に一度の「指定来所日」に行ってください。指定来所日に支給申請を行うことができない場合は事前にハローワークにご相談ください。
- 支給決定または不支給決定は、支給申請の内容などにより、即日行われる場合と申請預かりになる場合とがあります。預かりの場合は、支給決定通知または不支給決定通知をご自宅へ郵送します。
- あらかじめ届け出た振込口座を変更すると、振込ができなくなりますのでご注意ください。

【支給申請の必要書類】

- 職業訓練受講給付金支給申請書（訓練実施施設の受講証明があるもの）…①
 - ※ 用紙はハローワークで交付します。
 - ※ 訓練実施施設の受講証明がない場合、職業訓練受講給付金は支給されません。
- 就職支援計画書…②
- 職業訓練受講給付金支給状況（支給記録）

※ 初回の支給申請時には交付されていない場合があります。

- やむを得ない理由により訓練を欠席した場合、その理由を証明する書類（→P16）
- 寄宿を開始したことまたは寄宿を終了したことを証明する書類（寄宿を開始した後最初の申請時または寄宿を終了した後最初の支給申請時のみ）

- 上記の書類を忘れた場合、支給決定を行うことができません。
- 特に、①または②を忘れた場合は、支給申請自体を行うことができず、再来所が必要となりますのでご注意ください。

■ 職業訓練受講給付金支給申請書⑪欄の記載方法

- 支給申請時に提出する職業訓練受講給付金支給申請書の⑪欄では、「事前審査時からの変更」を申告します。
- 事前審査時に申告した支給要件に関する各項目について、引き続き支給要件を満たすかどうかを確認する重要な手続きです。正しく申告しないと不正受給（→P16）に問われることがありますので、ご注意ください。
- 変更「有」「無」のいずれにチェックするべきか、判断に迷う場合は、変更「有」にチェックしてください。ハローワーク職員がその内容をお聞きし、適切に判断します。変更「有」にチェックを入れただけで、職業訓練受講給付金が不支給になることはありません。

〔本人収入、世帯収入、世帯金融資産について〕

<ul style="list-style-type: none"> ● 事前審査時から額の変動が全くない場合 ● 事前審査時から額の変動があるものの、支給申請を行う支給単位期間において、<u>引き続き、明らかに、「8万円以下」（本人収入）、「25万円以下」（世帯収入）、「300万円以下」（世帯金融資産）である場合</u> 	変更「無」に チェック
<ul style="list-style-type: none"> ● 事前審査時から額の変動があり、支給申請を行う支給単位期間において、「8万円超」（本人収入）、「25万円超」（世帯収入）、「300万円超」（世帯金融資産）である場合 ● 事前審査時から額の変動があり、支給申請を行う支給単位期間において本人収入、世帯収入、世帯金融資産の要件を満たしているかどうか迷う場合 	変更「有」に チェック

〔その他項目について〕

<ul style="list-style-type: none"> ● 事前審査時から<u>変化が全くない場合</u> 	変更「無」に チェック
<ul style="list-style-type: none"> ● 事前審査時から<u>少しでも変化がある場合</u>（些細と思われる変更も含む。） 	変更「有」に チェック

職業訓練受講給付金支給申請書

(記載例)

本人 記載 欄	①受講者番号	13010××××××												①欄は、職業訓練受講給付金事前審査通知書に記載された申請番号を記載してください。
	フリガナ	ジュウ タロウ												
	②氏名	受講 太郎												日
	④住所	〒100-0000 東京都千代田区霞が関1丁目2番2号 マンションコロウ1408号室												令和
	⑤個人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	
	⑥訓練コース番号	5-02-13-02-05-9999												⑥～⑧欄は、あなたが受講する訓練番号、訓練科名、訓練実施施設名を記載してください。
	⑦訓練科名	介護職員初任者研修科												
	⑧訓練実施施設名	学校法人 求職者支援学園												
	⑨支給申請の対象となる訓練期間	令和 3年 1月 16日 ~ 令和 3年 2月 15日												
	⑩現在の就労の有無	<input type="checkbox"/> 有 (収入: 円) <input checked="" type="checkbox"/> 無												⑩欄は、事前審査を受けたときから現在の間、状況の変化があった場合には「あり」にチェックをし、該当する要件にチェックを入れてください。
	⑪事前審査時からの変更	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 収入 () <input type="checkbox"/> 金融資産 () <input type="checkbox"/> 住所、 <input type="checkbox"/> 通所経路、 <input type="checkbox"/> 通勤経路												
	⑫添付書類	<input checked="" type="checkbox"/> 就職支援計画書 <input checked="" type="checkbox"/> 職業訓練等を受けなかった日がある場合 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (遅延証明書、診断書)												職業訓練等を受けなかった日がある場合であって、疾病又は負傷又はやむを得ない理由がある場合には、それを確認できる書類を添付するとともに、⑫欄のその他の欄にチェックを入れてください。(15ページ参照)
	⑬寄宿の有無	<input checked="" type="radio"/> 有												
職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律 おり職業訓練受講給付金(職業訓練受講手当・通所手当・寄宿手 令和 3年 2月 19日 飯田橋 公共職業安定所長 殿 地方運輸局長													申請者氏名 受講 太郎	

(注 意 事 項)

- 申請内容は正しく記載してください。偽りその他不正の行
り、又は受けようとしたときは、以後職業訓練受講給付金を
く、不正受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額
刑罰に処せられることがあります。
- この申請書は、指定来所日に、必ず本人が提出してください。
- 職業訓練受講手当の額は、支給申請の対象となる訓練期間(支給単位期間)が28日未満の場合は
3,580円×支給単位期間における日数、それ以外の場合は100,000円となります。
- 通所手当の額は、職業訓練受講給付金通所届を参考に、運賃、時間、距離等の事情に照らし安定所
が算定した額となります。
- 寄宿手当の額は、支給単位期間につき10,700円(寄宿していないこと等による日割り減額あり)と
なります。
- ①欄は、職業訓練受講給付金事前審査通知書に記載された受講者番号を記載してください。
- ⑥～⑧欄は、あなたが受講する訓練コース番号、訓練科名、訓練実施施設名を記載してください。
- ⑨欄は、今回の支給申請において、給付金の支給対象となる訓練期間を記入してください。
- ⑩欄について、現在の就労の有無について該当する項目にチェックを入れ、「有」に該当する場合に
は収入額を記載してください。
- ⑪欄について、①欄の受講者番号に係る事前審査を受けたときから現在の間、状況の変化があっ
た場合(例えば、家族状況に変化があった時など)は「有」及び該当する項目にチェック(収入(就
労による収入のみであり、⑩欄の収入と同額の場合には不要)、世帯収入及び金融資産については金
額の記載も含む。)を入れてください。また、今回支給申請を行う訓練において既に職業訓練受講給
付金の支給を受けたことがある場合は、「事前審査時」を「前回職業訓練受講給付金の支給を受けた
時」と読み替えてください。
- ⑫欄の「収入」とはあなたの収入を、「世帯収入」はあなたの収入に加え、同居の又は別居の配偶
者、子及び父母の収入を合算した収入を指します。
- 職業訓練等を受けなかった日又は職業訓練等を一部のみ受けた日がある場合であって、疾病若しく
は負傷又はやむを得ない理由がある場合にはそれを確認できる書類を添付するとともに、⑫欄の「そ
の他」にチェックを入れ、書類名等を()内に記載してください。
- ⑬欄には、該当するものを○で囲んでください。なお、「有」を○で囲んだ場合であって「別居し
て寄宿していない日」があるときは、その日及び理由を()内に記載してください。

日付、申請者氏名欄の申請者氏名につ
いては、署名により記載してください。

訓練
機
関
記
載
欄

求職者支援訓練等受講証明

⑭ 右のカレンダーに該当する印を付けてください。
 (1) 職業訓練が行われなかった日 =印 (取消線)
 (2) 職業訓練を一部のみ受けた日 △印
 (3) 職業訓練を受けなかった日 ×印
 ※(2)に該当する日がある場合は下記⑮を記入してください。

1 月	1	2	3	4	5	6	7	2 月	1	2	3	4	5	6	7
	8	9	10	11	12	13	14		8	9	10	11	12	13	14
	15	16	17	18	19	20	21		15	16	17	18	19	20	21
	22	23	24	25	26	27	28		22	23	24	25	26	27	28
29	30	31					29	30	31						

⑮ 職業訓練を一部のみ受けた日について、右の時間割に該当する印を付けてください。

(1) 出席した時限 ○印 (2) 欠席した時限 ×印 (3) 遅刻した時限 /印 (4) 早退した時限 \印 (5) 訓練を実施していない時限 =印 (取消線)	月	日	()						月	日	()					
	時限	1	2	3	4	5	6	時限	1	2	3	4	5	6		
	月	日	()						月	日	()					
	時限	1	2	3	4	5	6	時限	1	2	3	4	5	6		
	月	日	()						月	日	()					

⑯ 1月 25日 (月)

時限	1	2	3	4	5	6	時限	1	2	3	4	5	6
	/	○	○	○	○	○							

⑭～⑯欄は訓練実施施設が記入します。

⑰ 特記事項 1/25 1限(10分)列車遅延、2/5 忌引き(叔父の葬儀)

⑱ ⑭欄から⑯欄までの記入者の職氏名 学校法人求職者支援学園 管理係長 訓練 育代

⑲ 上記の記載事実に誤りのないことを証明する。
 令和 3 年 2 月 15 日 学校法人求職者支援学園 学園長 内定 取造
 (求職者支援訓練等の施設の長の職氏名)

※職員記入欄	欠席日数	1日	0.5日	合計	出席日数/訓練日数 (除外前訓練日数)	除外日数	出席率
					/ ()		%
	職業訓練受講手当	※印欄には記載しないでください					
	通所手当						
寄宿手当							
	所長	次長	統括				

(注 意 事 項)

- 証明内容は正しく記載してください。受講者が虚偽の証明によって職業訓練受講給付金を不正受給した場合、不正受給した受講者と連帯して不正受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、受給した認定職業訓練実施奨励金の返還を命ぜられることがあります。
- ⑭及び⑯欄については、⑨欄に記載した「支給申請の対象となる訓練期間」における受講状況を記載してください。
- ⑰欄には、職業訓練の出欠に関し、本人の申告などで特記すべき事項がある場合に記載してください。
- ⑱欄には、⑭欄から⑯欄までの受講者の出席状況等を記載した求職者支援訓練等の施設の担当者の職氏名を記載してください。
- ※印欄には、記載しないでください。

■ 職業訓練受講給付金の不支給・不正受給

- 求職者支援制度は、職業訓練の受講を通じて求職者の方の就職を支援する制度であり、熱心に訓練や求職活動に取り組んでいただくことが前提となります（→P2）。
- このため、一度でも訓練を欠席したり（やむを得ない理由を除きます）、指定来所日に来所しなかったり、ハローワークの就職支援（訓練修了後の就職支援を含みます）を拒否すると、給付金が不支給となるばかりではなく、これを繰り返すと、安定所から支援指示が取り消され訓練受講の継続ができなくなるほか、訓練期間の初日に遡って給付金の返還命令等が行われることがあります。
- また、全訓練期間を通じて訓練への出席率が8割に満たない場合、修了審査を受けられず、訓練実施施設から退校処分を受けることがあります。

	その支給単位期間に対する支給	次回以降の支給単位期間に対する支給(その他支給要件を全て満たす場合)
①やむを得ない理由により欠席(遅刻・欠課・早退)した場合	出席率8割以上:支給 出席率8割未満:不支給 (※1)	支給
②やむを得ない理由なく欠席(遅刻・欠課・早退)した場合(やむを得ない理由であって証明できない場合を含む。)	不支給	支給
③正当な(やむを得ない)理由なく指定来所日にハローワークに来所しなかった場合	—	不支給
④正当な(やむを得ない)理由なく就職支援計画書の「必須事項」を行わなかった場合	不支給	
⑤正当な(やむを得ない)理由なく、その他就職支援拒否(※2)を行った場合	不支給	不支給
⑥上記②～⑤を繰り返した場合	不支給	
⑦訓練実施施設から退校処分を受けた場合	不支給	—
⑧不正な申告や申請書類の偽造など(※3)	不支給	不支給

※1 欠席が「やむを得ない理由」による場合でも、支給を受けようとする支給単位期間ごとに8割以上の出席率がなければ、職業訓練受講給付金を受給することはできません（→P9）。やむを得ない理由により訓練に欠席（遅刻・欠課・早退）した場合で、1実施日における訓練の2分の1以上に相当する部分を受講したものについては、1/2日出席として取り扱います（支給単位期間ごとの出席日数計に端数が生じた場合は切り捨てたうえで算定します）。

※2 「その他就職支援拒否」には、ハローワークが紹介した職業に就かなかつた場合、就くことを拒否した場合、指定された日に求人者の面接を受けに行かなかつた場合、求人面接において採用を拒否した場合などがあります。

※3 不正受給とみなされると、これまでに受け取った職業訓練受講給付金の最大3倍の返還・納付命令を受けることがあります。また、悪質な場合には刑事告訴を受けることもあります。

■ やむを得ない理由

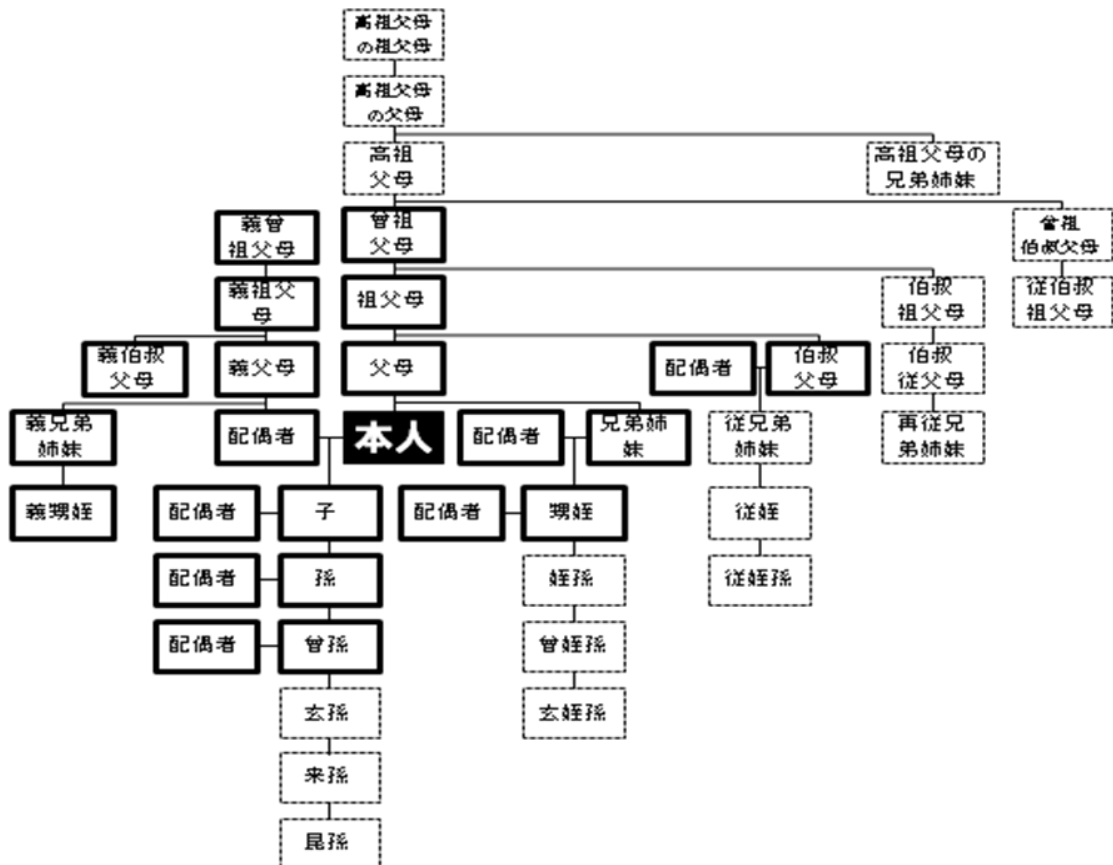
- 訓練の欠席（遅刻・欠課・早退含む）や指定来所日に来所しなかったことについて「やむを得ない理由」がある場合は、その事実を確認できる証明書などをハローワークに提出する必要があります。
- 「やむを得ない理由」は、あらかじめハローワークが定めた一定の理由に限ります。

- やむを得ない理由に当たるかどうか、また、必要な証明書類については、自分で判断せず、事前にハローワークにご相談ください（事前に連絡できなかった場合も、必要な証明書類をお伝えしますので、速やかにハローワークにご連絡ください）。
- 訓練カリキュラムに記載された内容の他、入校式、修了式、キャリアコンサルティングや訓練実施施設による就職支援など（本人の希望による計画外のものを除きます）も出席管理の対象であり、これらに出席しないと「欠席」の扱いとなりますのでご注意ください。
- やむを得ない理由が継続する場合は、別途ご相談ください。

【やむを得ない理由の例】

- 本人の病気やけがのため
- 天災等（暴風雨雪、列車遅延、交通事故など）のため
- 求人者の面接（採用試験を含む）を受けるため
- ハローワークが今後の再就職に資するものと判断できるセミナーなどを受講するため
- 各種国家試験、検定などの資格試験を受験するため
- 親族（※）の病気やけがの看護、介護をするため
- 本人や親族（※）の結婚のため
- 親族（※）の危篤、死亡または葬儀のため
- 配偶者、3親等以内の血族または姻族の法事のため
- 中学生以下の子どもの入学式または卒業式などに出席するため
- 求職者支援資金融資（→P23）の手続きで労働金庫に行くため
- 公共職業訓練の受講者が指定来所日にハローワークに来所するため
- 雇用保険の説明会や失業認定日にハローワークに来所するため など

※ 「親族」とは、6親等以内の血族、配偶者および3親等以内の姻族を指します。



※ 太枠は3親等以内

〔証明書類の例〕

- 医師または担当医療機関の処方箋・証明書
- 医療機関または調剤薬局の領収書（本人宛てのもの）
 - ※ 処方箋に基づかない市販薬の領収書は認められません。
- 子の看護の場合、子が学校を欠席したことなどが証明できる書類
- 親族の介護の場合、介護施設への送迎を行ったことなどについての介護施設などの証明書
- 公共交通機関の遅延証明書
- 就職支援計画書「公共職業安定所又は地方運輸局確認欄」のハローワーク確認印
- 労働金庫店舗における手続書類
- 官公署、市町村長、面接事業主などハローワークが適当と認める者の証明書 など

〔訓練実施日から除外する理由について〕

- やむを得ない理由による欠席のうち、以下の理由については、一定の条件のもと、証明書類による確認のうえ、訓練実施日から除外することができます。なお、訓練実施日から除外した場合でも、出席率が 8 割に満たない場合には支給要件に該当しません。詳しくはハローワークにご相談ください。
- インフルエンザ等に感染した場合等
- 本人が母子家庭の母又は父子家庭の父である場合、小学校就学前の子の突発的な傷病について、本人の看護を必要とする場合（子（就学年齢前または就学中の子は除きます。）、父母が世帯にいないことを確認します。）
- 大規模な災害が起こった等により訓練実施施設への通所が困難となっている場合（人身事故や交通事故で一時的に交通機関の運行がストップするなど一時的な場合は含みません）
- 裁判員等に選任された場合等
- 公共職業訓練を受講している受講者が指定来所日に安定所に来所する必要がある場合
- ハローワークに指示された求職活動を行う場合（安定所の指示で就職面接を受ける場合など）

〔訓練の一部を受講した場合について〕

- 訓練への「出席」とは、訓練実施日に全てのカリキュラムに出席していることをいいます。なお、やむを得ない理由により訓練を遅刻・欠課・早退した場合であって、1 実施日における訓練の 2 分の 1 以上に相当する部分を受講したものについては、1/2 日分受講したもの（＝「1/2 日出席」）として出席日数を算定します（支給単位期間ごとの出席日数計に端数が生じた場合は切り捨てたうえで算定します）。

- 2 分の 1 以上に相当する部分とは、1 実施日における訓練時間数の 2 分の 1 以上を出席することが必要ということであり、具体的な算定にあたっては、1 日の訓練カリキュラムにおける総時限（総コマ）数のうち、半分以上の時限（コマ）に出席したことが必要となります。また、時限（コマ）ごとの出席については、その時限（コマ）の全ての時間に出席していたことが必要であり、当該時限（コマ）に遅刻・早退等があった場合には、当該時限（コマ）は欠席したことになります。

<例1> ○…出席、×…欠席

1時限目 (9:00~)	2時限目 (10:00~)	3時限目 (11:00~)	昼休み (12:00~)	4時限目 (13:00~)	5時限目 (14:00~)	6時限目 (15:00~)
○	○	○	-	×	×	×

→ (総時限数6のうち、出席時限数3) $\geq 1/2$ となるため、**1/2日出席**として取扱います。

<例2> ○…出席、×…欠席、/…遅刻

1時限目 (9:00~)	2時限目 (10:00~)	3時限目 (11:00~)	昼休み (12:00~)	4時限目 (13:00~)	5時限目 (14:00~)	6時限目 (15:00~)
/	○	○	-	×	×	×

→ (総時限数6のうち、出席時限数2) $< 1/2$ となるため、**1日欠席**として取扱います。

※ このほか、1/2日出席として取り扱うためには一定の条件が必要となります。

■ 求職者支援制度以外の給付・融資制度との関係

- 職業訓練受講給付金は、求職者支援制度以外の他の給付や融資を受けていることを理由として、支給が停止または減額されることはありません(収入・資産要件を満たさなくなる場合を除きます)。ただし、他の制度において、支給(融資)が停止または減額される可能性がありますのでご注意ください。
- 特に、生活保護、給付型奨学金、生活困窮者住居確保給付金または生活福祉基金(総合支援資金貸付)による給付(融資)を受けている(または受けようとする)方は、ハローワーク窓口にご相談ください。

IV 求職者支援制度の手続き、こんな時どうする？

求職者支援制度の手続きについて、主なケース別にQ & Aをまとめました。不明な点がある場合はご自分で判断することなく、ハローワークにお尋ねください。

Q1

訓練を欠席・遅刻・欠課・早退する時はどうしたらよいですか？

A1

- 給付金を受給する場合は、すみやかに(事前に)ハローワークに連絡し、欠席・遅刻・欠課・早退理由がやむを得ない理由に当たるのか、必要な証明書類について説明を受けてください。
訓練実施施設が、職業訓練受講給付金支給申請書の受講証明欄に欠席・遅刻・欠課・早退を記録しますので、欠席・遅刻・欠課・早退理由がやむを得ない理由である場合は、次回指定来所日に、必要な証明書類をハローワークに提出してください。
- 給付金を受給しない場合は、次回指定来所日に、就職支援計画書の「あなたの求職活動記録」欄に欠席・遅刻・欠課・早退した日にちと理由を自ら記載してハローワークに提出してください。
- やむを得ない理由により訓練に遅刻・欠課・早退した場合で、1実施日における訓練の2分の1以上に相当する部分を受講したものについては、1/2日受講したもの(=「1/2日出席」)として取り扱います。ただし、支給単位期間ごとの出席日数計に端数が生じた場合は切り捨てたうえで算定します。

Q2

指定来所日に行けない時はどうしたらよいですか？

A2

- すみやかに(事前に)ハローワークに連絡し、来所できない理由がやむを得ない理由に当たるのか、必要な証明書類について説明を受けてください。
- やむを得ない理由に当たる場合、ハローワークが指定来所日の変更を行いますので、ハローワークの指示に従ってください。
- やむを得ない理由で指定来所日に来所できない場合は、変更後の指定来所日に、**【給付金を受給する場合】**
支給申請を行うことができます。必要な書類をハローワークに提出してください。**【給付金を受給しない場合】**
必要な書類をハローワークに提出してください。
- やむを得ない理由なく指定来所日に来所しない場合、次回以降の職業訓練受講給付金は支給されません。
- 変更後の指定来所日は、なるべく訓練受講に影響が出ないように配慮して設定しますが、訓練を欠席(遅刻・欠課・早退)しなければならない場合もあります。この場合の欠席(遅刻・欠課・早退)は、「やむを得ない理由による欠席」として取り扱います。この場合、1実施日における訓練の2分の1以上に相当する部分を受講したものについては、1/2日出席として取り扱います(支給単位期間ごとの出席日数計に端数が生じた場合は切り捨てたうえで算定します)。

Q3

就職が決まった時はどのような手続きが必要ですか？

A3

【訓練受講を継続する場合】

- 収入額や雇用保険の加入有無にかかわらず、必ず、次回指定来所日にハローワークに就職した事実を申し出てください(就職状況報告書※の提出が必要です)。

【訓練受講の継続不可能、または継続を希望しない場合】

- すみやかに訓練実施施設とハローワークに連絡し、必要な手続きについて指示を受けてください。主な手続きは以下のとおりです。

手続き・書類の名称等	提出先	提出方法
退校届、就職状況報告書※	訓練実施施設	訓練実施施設が指示する方法
就職状況報告書※	ハローワーク	持参、郵送、FAX のいずれか
最後の支給申請 (給付金受給者のみ)	ハローワーク	指定来所日にハローワークに来所

※ 就職状況報告書はそれぞれの提出先である訓練実施施設またはハローワークで配布します。

- 就職により訓練を中途退校する場合は、中途退校日までが支給単位期間となります。この支給単位期間において支給要件を満たせば職業訓練受講給付金を日割りで受給できますが、支給申請には期限がありますのでご注意ください。

Q4

就職以外の理由で訓練を中途退校する場合は？

A4

- すみやかに訓練実施施設とハローワークに連絡し、必要な手続きについて指示を受けてください。
- 訓練実施施設への「退校届」提出、ハローワークへの最後の支給申請(給付金受給者のみ)などの手続きが指示されます。手続きの方法は、A3の表と同様です。
- やむを得ない理由により訓練を中途退校する場合は、中途退校日までが支給単位期間となります。この支給単位期間において支給要件を満たせば職業訓練受講給付金を日割りで受給できますが、支給申請には期限がありますので、ご注意ください(やむを得ない理由を証明する書類が必要です)。

Q5

給付金を受給しています。世帯の人数、収入や資産に変更があった時はどうしたらよいですか？

A5

- 次回支給申請時に、「職業訓練受講給付金支給申請書」の①欄に記入して申告してください(→P13)。
- 変更内容について、ハローワークで詳しくお尋ねすることがあります(追加の資料提出を求めることもあります)。

Q6 現在は給付金を受給していません。最近収入が減ったのですが、給付金を受給できますか？

A6

- 世帯範囲、収入や資産その他の変更により、職業訓練受講給付金の支給要件を満たせば受給できる場合があります。
- そのため、すみやかにハローワークに相談し、必要な手続きを行ってください。

Q7 雇用保険の失業等給付を受給しながら訓練を受けていますが、まもなく支給終了になります。給付金を受給できますか？

A7

- 雇用保険の受給資格がある方は、職業訓練受講給付金を受給できませんが、雇用保険の受給資格がなくなった後は、職業訓練受講給付金を受給できる可能性があります(支給要件(→P9)を満たすことが必要です)。
- そのため、支給終了となる前にハローワークに相談し、必要な手続きを行ってください。

Q8 住所、氏名、振込先などを変更する(した)場合の手続きは？

A8

- 次回指定来所日に、「特定求職者氏名等変更届」を提出してください。
※ 用紙はハローワークで交付します。
- 振込先口座が閉じられると振込ができなくなりますのでご注意ください。

Q9 訓練実施施設への通所経路を変更する(した)場合の手続きは？

A9

- 職業訓練受講給付金を受給している方で、通所経路が変更になる時は、次回指定来所日の支給申請の際に、「職業訓練受講給付金通所届」を提出してください(通所手当額の変更を行います)。
※ 用紙はハローワークで交付します。

求職者支援資金融資のご案内

- 職業訓練受講給付金を受給する方で、この給付金だけでは生活費が不足する場合は、ご希望に応じて、労働金庫（ろうきん）の融資制度を利用することができます。
- 貸付の上限額は、同居または生計を一つにする別居の、配偶者・子・父母がいる方は月 10 万円、それ以外の方は月 5 万円です。
- 貸付金利は、令和 3 年 1 月 1 日以降に労働金庫と求職者支援資金融資の契約を締結したものから、3.0%より 2.0%に変更となります。
- 就職を理由とする返済の免除措置はありませんのでご注意ください。
- 詳しくはハローワークにお問い合わせください。

※ 融資に当たっては、労働金庫の審査があります（※審査の結果、融資を受けられない場合もあります）。

※ 原則として未成年者は利用できません。また、最終返済時年齢は 65 歳です。

※ 訓練を中途退校した場合、元金据置期間が変更になります。

※ 欠席（やむを得ない理由を除きます）の繰り返し、就職支援拒否、不正受給処分などにより職業訓練受講給付金の支給が停止された場合は（→P16）、直ちに債務残高を一括返済しなければなりません。

ご不明の点は、お気軽にハローワークにお尋ねください

求職者支援制度の特例措置について

求職者支援制度を活用しやすくするため、職業訓練受講給付金と訓練対象者の要件を緩和する特例を設けました（令和4年3月31日までの時限措置）

職業訓練受講給付金の特例措置

（1）本人収入要件

- シフト制で働く方、自営業・フリーランス、副業・兼業を行う方などで、固定収入が8万円以下の方について、本人収入の要件が月12万円以下となります

※ 固定収入は1か月の固定的な収入です。

労働者の方	1か月の定額の給与（基本給、固定残業代など） <ul style="list-style-type: none">・ シフト制などで定額の給与がない方は、固定収入がないものとみなします・ 毎月変動する給与（勤務時間に応じて支払われる残業代など）や実費弁償的な給与（通勤手当など）は固定収入ではありません・ 雇用契約期間が1か月未満の方は、固定収入がないものとみなします
自営業・フリーランス、副業・兼業を行う方	1か月以上の契約に基づく収入（業務委託契約、不動産賃貸契約など）から1か月の経費を差し引いた額 <ul style="list-style-type: none">・ 1か月以上の契約に基づく収入がない方は、固定収入がないものとみなします・ 複数月にわたる契約に基づく収入の場合は、収入額を契約期間で除して1月あたりの収入を算出してください <p>[例] 1年間で60万円の業務委託契約の場合 年間収入60万円÷1年（12月）＝1月あたり収入5万円</p>

- コロナ対策などの業務で地方公共団体などで臨時的に雇用されている方について、本人収入の要件が月12万円以下となります

※ 地方公共団体などと期間の定めのある労働契約を締結している方が対象となります

- ・ 都道府県、市町村に雇用されている方
- ・ 都道府県、市町村から事業を委託されている事業主に雇用されている方
- * 従事する仕事の内容は限りません。コロナ対策業務に従事する方だけでなく、臨時的に地方公共団体などで従事する全ての方が対象になります

(2) 世帯収入要件

○ 世帯収入要件が月 40 万円以下となります

※ 世帯とは、本人のほか、同居または生計を一つにする別居の配偶者、子、父母が該当します。内縁の関係にある者は配偶者とみなします

(3) 出席要件

○ 仕事で訓練を欠席せざるを得ない日についても、「やむを得ない欠席」とします

※ 仕事で訓練を欠席する日が病気などと同じやむを得ない欠席となり、訓練実施日の 2 割まで認められます

○ 出席要件が「訓練の 8 割以上に出席すること」となり、やむを得ない理由以外の欠席日の給付金は日割りで減額します

※ 病気や仕事などによるやむを得ない欠席と、やむを得ない理由以外の欠席をあわせた欠席日が、訓練実施日の 2 割まで認められます

※ やむを得ない欠席日は給付金を減額せず、やむを得ない理由以外の欠席日は給付金を日割りで減額します

給付金の支給例 [支給単位期間の日数 30 日、訓練実施日 20 日のケース]

- ① やむを得ない欠席 4 日の場合
(20 日 - 4 日) / 20 日 = 80% ≧ 80% [出席要件該当]
支給額 : 10 万円 (満額支給)
- ② やむを得ない理由以外の欠席 4 日の場合
(20 日 - 4 日) / 20 日 = 80% ≧ 80% [特例措置の出席要件該当]
支給額 : 10 万円 - (10 万円 × (4 日 / 30 日)) = 86,666 円 (減額支給)
- ③ やむを得ない欠席 2 日、やむを得ない理由以外の欠席 2 日の場合
{20 日 - (2 日 + 2 日)} / 20 日 = 80% ≧ 80% [出席要件該当]
支給額 : 10 万円 - {10 万円 × (2 日 / 30 日)} = 93,333 円 (減額支給)
- ④ やむを得ない欠席 2 日、やむを得ない理由以外の欠席 4 日の場合
{20 日 - (2 日 + 4 日)} / 20 日 = 70% ≯ 80% [特例措置の出席要件非該当]

訓練対象者の特例措置

(4) 働きながら訓練を受けて社内での正社員転換などを目指す方や、今の仕事に役立つ能力を身に付けようとする方などが訓練の対象となります

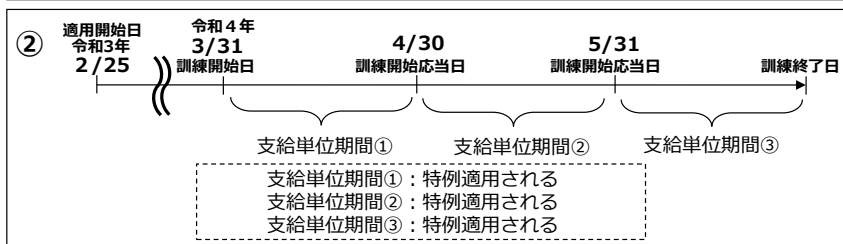
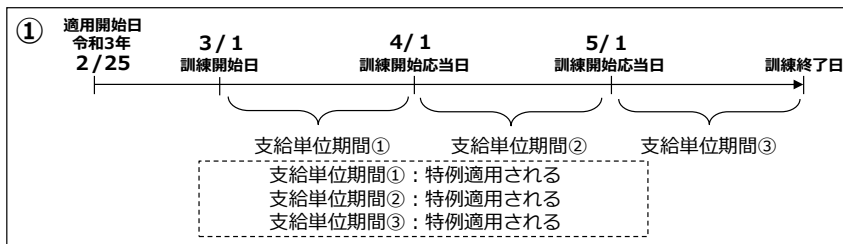
※ 現在の訓練対象者 (再就職や転職を目指して訓練を受講する方) の他に、上記の方が対象となります。今の仕事を続けながらスキルアップを目指す方が、訓練を受講できるようになります。雇用保険被保険者の方は対象となりません

特例措置の適用

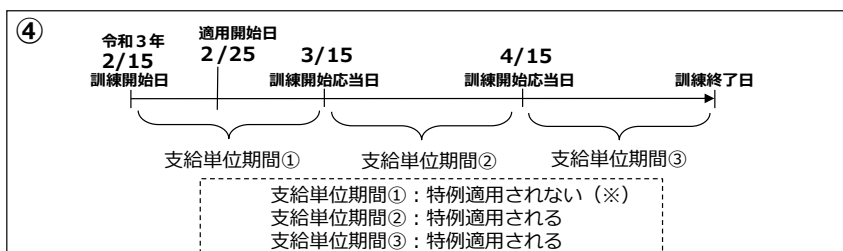
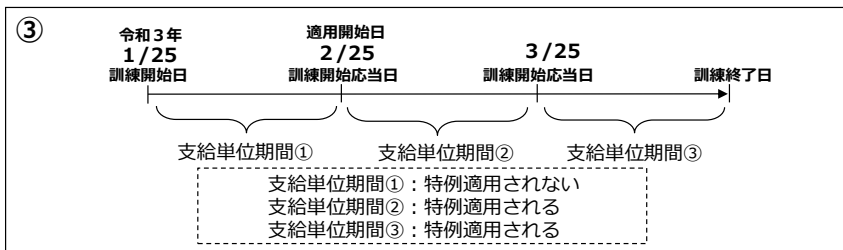
- (1) 本人収入要件の特例措置は、令和3年2月25日から令和4年3月31日までの間に支給単位期間の初日がある場合に、当該支給単位期間以降の支給単位期間について適用し、令和4年3月31日までに訓練を開始した方の訓練終了日がある支給単位期間まで適用となります

(職業訓練受講給付金の収入要件の特例が適用される支給単位期間について)

○ 令和3年2月25日以降に訓練の受講を開始する方



○ 令和3年2月25日より前に訓練の受講を開始している方

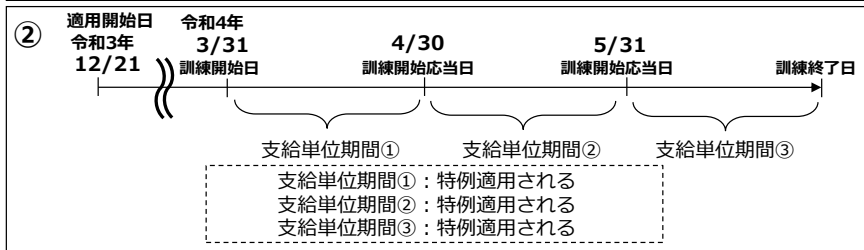
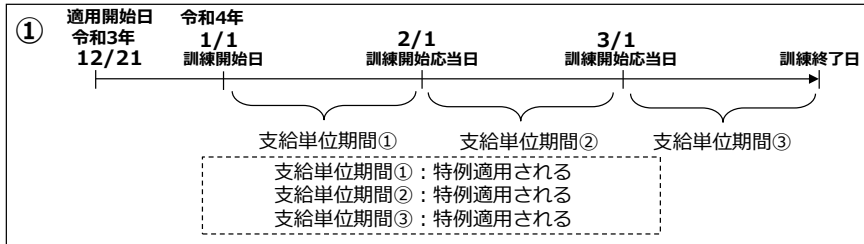


※ 支給単位期間①は、支給単位期間の初日が2月25日より前のため、特例措置を適用しない。

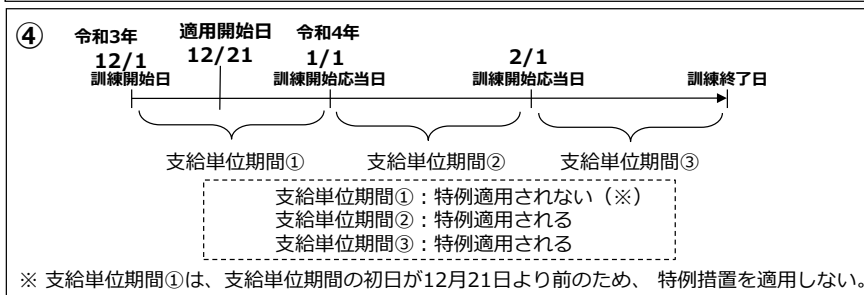
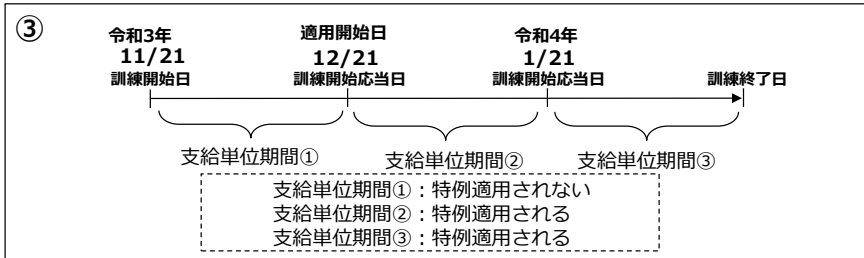
- (2) 世帯収入要件の特例措置は、令和3年12月21日から令和4年3月31日までの間に支給単位期間の初日がある場合に、当該支給単位期間以降の支給単位期間について適用し、令和4年3月31日までに訓練を開始した方の訓練終了日がある支給単位期間まで適用となります

(職業訓練受講給付金の収入要件の特例が適用される支給単位期間について)

○ 令和3年12月21日以降に訓練の受講を開始する方



○ 令和3年12月21日より前に訓練の受講を開始している方



(3) 出席要件の特例措置は、仕事で訓練を欠席する場合の特例は令和3年2月25日の訓練の欠席から、訓練の8割以上の出席とやむを得ない理由以外の欠席日の給付金を日割りで減額する特例は令和3年12月21日の訓練の欠席から適用となります。また、令和4年3月31日までに訓練を開始した方に適用し、その方の訓練終了日まで適用となります

(4) 訓練対象者の特例措置は、令和3年12月21日から令和4年3月31日までの間に訓練受講申込みをした方に適用します

※ ご不明な点はハローワークにお問い合わせください。

様式第3号(第17条関係)(表面)

職業訓練受講給付金支給申請書

①受講者番号																						
フリガナ																						
②氏名		③生年月日				昭和 平成 令和		年		月		日										
④住所		〒																				
⑤個人番号																						
支給申請内容	⑥訓練コース番号																					
	⑦訓練科名																					
	⑧訓練実施施設名																					
	⑨支給申請の対象となる訓練期間		令和				年		月		日		～		令和		年		月		日	
	⑩現在の就労の有無		<input type="checkbox"/> 有(収入: 円) <input type="checkbox"/> 無																			
	⑪事前審査時からの変更		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 収入(円)、 <input type="checkbox"/> 世帯収入(円)、 <input type="checkbox"/> 金融資産(円)、 <input type="checkbox"/> 土地建物、 <input type="checkbox"/> 同時支給、 <input type="checkbox"/> 住所、 <input type="checkbox"/> 通所経路、 <input type="checkbox"/> 通所方法、 <input type="checkbox"/> その他()																			
⑫添付書類		<input type="checkbox"/> 就職支援計画書 <input type="checkbox"/> 職業訓練受講給付金支給状況(支給記録) <input type="checkbox"/> その他()																				
⑬寄宿の有無		有 [] ・ 無																				
職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則第17条の規定により、上記のとおり職業訓練受講給付金(職業訓練受講手当・通所手当・寄宿手当)の支給を申請します。																						
令和 年 月 日 公共職業安定所長 殿 地方運輸局長 殿 申請者氏名																						

(注 意 事 項)

- 申請内容は正しく記載してください。偽りその他不正の行為によって職業訓練受講給付金を受けたり、又は受けようとしたときは、以後職業訓練受講給付金を受けることができなくなるばかりでなく、不正受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、詐欺罪として刑罰に処せられることがあります。
- この申請書は、指定来所日に、必ず本人が提出してください。
- 職業訓練受講手当の額は、支給申請の対象となる訓練期間(支給単位期間)が28日未満の場合は3,580円×支給単位期間における日数、それ以外の場合は100,000円(やむを得ない理由以外の理由により受講しなかった訓練実施日(時間数)があることによる日割り減額あり)となります。
- 通所手当の額は、職業訓練受講給付金通所届を参考に、運賃、時間、距離等の事情に照らし安定所が算定した額(やむを得ない理由以外の理由により受講しなかった訓練実施日(時間数)があること等による日割り減額あり)となります。
- 寄宿手当の額は、支給単位期間につき10,700円(寄宿していないこと又はやむを得ない理由以外の理由により受講しなかった訓練実施日(時間数)があること等による日割り減額あり)となります。
- ①欄は、職業訓練受講給付金事前審査通知書に記載された受講者番号を記載してください。
- ⑥～⑧欄は、あなたが受講する訓練コース番号、訓練科名、訓練実施施設名を記載してください。
- ⑨欄は、今回の支給申請において、給付金の支給対象となる訓練期間を記入してください。
- ⑩欄について、現在の就労の有無について該当する項目にチェックを入れ、「有」に該当する場合には収入額を記載してください。
- ⑪欄について、①欄の受講者番号に係る事前審査を受けたときから現在の間、状況の変化があった場合(例えば、家族状況に変化があった時など)は「有」及び該当する項目にチェック(収入(就労による収入のみであり、⑩欄の収入と同額の場合には不要)、世帯収入及び金融資産については金額の記載も含む。)を入れてください。また、今回支給申請を行う訓練において既に職業訓練受講給付金の支給を受けたことがある場合は、「事前審査時」を「前回職業訓練受講給付金の支給を受けた時」と読み替えてください。
- ⑪欄の「収入」とはあなたの収入を、「世帯収入」はあなたの収入に加え、同居の又は別居の配偶者、子及び父母の収入を合算した収入を指します。
- 職業訓練等を受けなかった日又は職業訓練等を一部のみ受けた日がある場合であって、疾病若しくは負傷又はやむを得ない理由がある場合にはそれを確認できる書類を添付するとともに、⑫欄の「その他」にチェックを入れ、書類名等を()内に記載してください。
- ⑬欄には、該当するものを○で囲んでください。なお、「有」を○で囲んだ場合であって「別居して寄宿していない日」があるときは、その日及び理由を()内に記載してください。

求職者支援訓練等受講証明															
⑭ 右のカレンダーに該当する印を付けてください。 (1) 職業訓練が行われなかった日 =印 (取消線) (2) 職業訓練を一部のみ受けた日 △印 (3) 職業訓練を受けなかった日 ×印 ※(2)に該当する日がある場合は下記⑮を記入してください。															
				1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 月 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31								1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 月 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31			
⑮ 職業訓練を一部のみ受けた日について、右の時間割に該当する印を付けてください。															
				月 日 () 時限 1 2 3 4 5 6								月 日 () 時限 1 2 3 4 5 6			
(1) 出席した時限 ○印 (2) 欠席した時限 ×印 (3) 遅刻した時限 /印 (4) 早退した時限 \印 (5) 訓練を実施していない時限 =印 (取消線)				月 日 () 時限 1 2 3 4 5 6								月 日 () 時限 1 2 3 4 5 6			
				月 日 () 時限 1 2 3 4 5 6								月 日 () 時限 1 2 3 4 5 6			
				月 日 () 時限 1 2 3 4 5 6								月 日 () 時限 1 2 3 4 5 6			
				月 日 () 時限 1 2 3 4 5 6								月 日 () 時限 1 2 3 4 5 6			
				月 日 () 時限 1 2 3 4 5 6								月 日 () 時限 1 2 3 4 5 6			
				月 日 () 時限 1 2 3 4 5 6								月 日 () 時限 1 2 3 4 5 6			
				月 日 () 時限 1 2 3 4 5 6								月 日 () 時限 1 2 3 4 5 6			
				月 日 () 時限 1 2 3 4 5 6								月 日 () 時限 1 2 3 4 5 6			
⑯ 特記事項															
⑰ ⑭欄から⑯欄までの記入者の職氏名															
⑱ 上記の記載事実に誤りのないことを証明する。 令和 年 月 日 (求職者支援訓練等の施設の長の職氏名)															

※ 職員 記入 欄	欠席日数	1日	0.5日	合計	出席日数/訓練日数 (除外前訓練日数) / ()	除外日数	出席率 %										
	職業訓練受講手当																
	通所手当 円																
	寄宿手当 円																
												所長	次長	統括			

- (注 意 事 項)
- 証明内容は正しく記載してください。受講者が虚偽の証明によって職業訓練受講給付金を不正受給した場合、不正受給した受講者と連帯して不正受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、受給した認定職業訓練実施奨励金の返還を命ぜられることがあります。
 - ⑭及び⑮欄については、⑨欄に記載した「支給申請の対象となる訓練期間」における受講状況を記載してください。
 - ⑯欄には、職業訓練の出欠に関し、本人の申告などで特記すべき事項がある場合に記載してください。
 - ⑰欄には、⑭欄から⑯欄までの受講者の出席状況等を記載した求職者支援訓練等の施設の担当者の職氏名を記載してください。
 - ※印欄には、記載しないでください。

令和 年 月 日

訓練等情報報告書

(DX等成長分野を中心とした就職・転職支援のためのリカレント教育推進事業で
実施されるリカレント教育プログラム)

〇〇労働局長 殿

受託者名
代表者名

(受託者名)が実施するリカレント教育プログラムの情報について、別紙1～3のとおり報告します。

○訓練実施機関情報

訓練実施機関名	(フリガナ)
法人番号	
雇用保険適用事業所番号	
郵便番号	
所在地	
	(建物名)
電話番号	
代表者氏名	
備考欄	

○訓練実施施設・会場情報

訓練実施施設名	(フリガナ)
雇用保険適用事業所番号	
郵便番号	
所在地	(建物名)
電話番号	
代表者氏名	
職業訓練サービスガイドライン認定	
職業訓練サービスガイドライン適合事業所認定認定年月日	
訓練実施会場名	
郵便番号	
訓練実施会場所在地	
担当者氏名	
担当者連絡先電話番号	
担当者連絡先メールアドレス	

○訓練コース情報

訓練科名	
募集期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
選考年月日	令和 年 月 日
選考結果通知年月日	令和 年 月 日
訓練期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
訓練期間月数	か月
訓練日数	日
訓練時間	時 分 ~ 時 分
訓練総時間数	時間
定員	人
訓練対象者の条件	
訓練推奨者	
訓練目標	
訓練修了後に取得できる資格	
就職先の業種・職種	
訓練内容	
訓練手法（座学以外）	実技 ・ 企業実習 ・ その他（ ）
自己負担の額	円（教科書代： 円、その他： 円）

令和 年 月 日

職業訓練受講給付金の受給対象者である受講者報告書

(DX等成長分野を中心とした就職・転職支援のためのリカレント教育推進事業
で実施されるリカレント教育プログラム)

受託者名

代表者名

殿

〇〇労働局長

(受託者名)が実施するリカレント教育プログラムに係る訓練コース番号及び職業訓練受講給付金の受給対象者である受講者について、別紙のとおり報告します。

職業訓練受講給付金の受給対象者である受講者一覧

受託者名 :

訓練コース番号 :

	氏名 (フリガナ)	性別	年齢	受講申込みを受け付けた ハローワーク
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				

令和 年 月 日

中途退校者報告書

(DX等成長分野を中心とした就職・転職支援のためのリカレント教育推進事業
で実施されるリカレント教育プログラム)

〇〇労働局長 殿

受託者名
代表者名

(受託者名)が実施するリカレント教育プログラムにおける中途退校者
について、次のとおり報告します。

【訓練コース】

訓練科名	
訓練コース番号	
訓練期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
訓練実施施設 担当者名 電話番号	

【中途退校者】

ふりがな 氏名	
退校日	令和 年 月 日
退校理由 (○を付ける)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就職のため ・ 本人の妊娠、育児のため ・ 本人の疾病、負傷のため ・ 親族の看護・介護のため ・ 訓練実施機関が退校処分としたため (退校処分の理由：) ・ その他 (具体的に)

令和 年 月 日

辞退者報告書

(DX等成長分野を中心とした就職・転職支援のためのリカレント教育推進事業
で実施されるリカレント教育プログラム)

〇〇労働局長 殿

受託者名
代表者名

(受託者名)が実施するリカレント教育プログラムにおける辞退者について、次のとおり報告します。

【訓練コース】

訓練科名	
訓練コース番号	
訓練期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
訓練実施施設 担当者名 電話番号	

【辞退者】

ふりがな 氏名	
辞退の理由 (○を付ける)	<ul style="list-style-type: none">・ 就職のため・ 本人の妊娠、育児のため・ 本人の疾病、負傷のため・ 親族の看護・介護のため・ その他 (具体的に)

令和 年 月 日

就職支援措置指示取消者報告書

(DX等成長分野を中心とした就職・転職支援のためのリカレント教育推進事業
で実施されるリカレント教育プログラム)

受託者名
代表者名 殿

〇〇労働局長

【訓練コース】

訓練科名	
訓練コース番号	
訓練期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

【就職支援措置指示取消者】

ふりがな 氏名	
取消日	令和 年 月 日

DX等成長分野を中心とした就職・転職支援のためのリカレント教育推進事業 就職状況報告書

届出日： 令和 年 月 日

氏名（ふりがな） ※1	()
性別	男 ・ 女 ・ どちらでもない
生年月日	昭和・平成 年 月 日 受講開始時の年齢 (歳)
現在の住所	〒 電話 ()

受講した訓練コース	
訓練コース名	(受託者が記載してください)
訓練実施施設名	(受託者が記載してください)
訓練期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
○をつけてください	修了 ・ 中途退校 (退校日： 年 月 日)

就職状況	
○をつけてください	1 就職した又は内定した 2 自営を始めた (事業所名) (自営を開始した日 令和 年 月 日) 3 未就職
【以下は上記質問の回答が1の場合、回答してください】	
事業所名 ※2	
事業所の住所 ※2	〒 電話 ()
採用された部署名/職種 ※2	(部署名) (職種)
就職(予定)日	令和 年 月 日 (内定日 令和 年 月 日) ※3
雇用形態 (○をつけてください)	正社員 派遣 パート アルバイト 契約社員 その他 (具体的に)
1週間の所定労働時間	① 20時間以上 ② 20時間未満
雇用契約期間 (○をつけてください)	雇用契約期間の定めが ①あり (1日以上7日未満 7日以上31日未満 31日以上4か月未満 4か月以上6か月未満 6か月以上1年未満 1年以上) ②なし ※雇用契約期間は、雇用契約書等に明記されている期間を選択してください。
就職経路 (○をつけてください)	① ハローワーク ② 民間職業紹介会社 ③ 新聞・雑誌等求人広告 ④ 実習先事業所への就職 ⑤ 友人・知人の紹介 ⑥ その他 ()

※ 裏面の記載事項を十分に確認の上、各項目を記載してください。

- ※1 「氏名」が訓練受講開始時から変更されている場合は、訓練受講開始時の氏名もわかるように現在の氏名と併せて(旧姓〇〇)と記載してください。
- ※2 派遣会社(派遣元)と雇用契約を結び、派遣先(実際に就労する会社等)に就職する場合は、派遣会社(派遣元)の「事業所名」、「事業所の所在地」、「採用された部署名/職種」を記載してください。
なお、採用された部署名又は職種が定められていない場合は、空欄としてください。
- ※3 内定の場合は、就職予定日が訓練終了後3か月を超える場合に限り、内定日を記載してください。

(記入上の留意事項)

- ・本報告書は、訓練修了者及び就職を理由とした中途退校者全員が記入対象となります。
- ・訓練終了日から3か月以内の就職状況をご報告ください。
また、3か月を経過する前に就職が決まった場合はその時点でご報告ください。
なお、就職を理由に退校する方は、当該就職状況(退校時点での就職状況)をご報告ください。
- ・就職が決定(内定)した場合は、「就職状況」の全項目を漏れなく記入してください。
- ・訓練終了日から3か月経過後に本報告書の提出がない場合、また、提出された本報告書に未記入の項目や確認が必要な項目がある場合には、**(受託者名を記載)**から連絡させていただく場合があります。
- ・本様式は自筆で記入してください。

就職状況報告書は、あなたの訓練終了後の就職状況及び就職に向けた支援の必要性等を把握することを目的としており、就職状況について、厚生労働省、都道府県労働局及びハローワークと情報を共有します。ご記入いただいた氏名、住所等の個人情報を利用することはありません。